

別紙1 番号法第19条第8号に基づく主務省令の第2条の表に定める情報照会者

提供先 No.	提供先 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表の情報照会者)	法令上の根拠 (番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の情報照会者の項番)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の特定個人番号利用事務)
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に關する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第三条で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	4	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの
5	厚生労働大臣	5	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に關する事務であって第八条で定めるもの
6	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
7	都道府県知事	11	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
8	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
9	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの
11	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
12	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
13	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの
14	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十二条で定めるもの
15	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
16	都道府県知事	49	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの

提供先 No.	提供先 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)	法令上の根拠 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者の項番)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の特定個人番号利用事務)
17	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第五十五条で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
22	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
25	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
26	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
27	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第七十八条で定めるもの
28	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
29	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
31	市町村長	86	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
32	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの

提供先 No.	提供先 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表の情報照会者)	法令上の根拠 (番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の情報照会者の項番)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の特定個人番号利用事務)
33	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	89	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの
35	都道府県知事等	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
37	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
38	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	98	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの
40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	106	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
41	市町村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの
44	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの
45	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの
47	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの

提供先 No.	提供先 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者)	法令上の根拠 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報照会者の項番)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の特定個人番号利用事務)
49	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの
50	独立行政法人農業者年金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの
51	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの
52	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの
53	都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
54	総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの
56	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
57	市町村長	155	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
58	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの
59	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの
60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十條に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの
61	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの
62	地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの
63	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの
64	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
65	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの

【添付資料1】

提供先 No.	提供先 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表の情報照会者)	法令上の根拠 (番号法第19条第8号に基づく主務省 令第2条の表の情報照会者の項番)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の特定個人番号利用事務)
66	文部科学大臣	167	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支 援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百 六十九条で定めるもの
67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	168	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校 等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	169	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学 校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七 十一条で定めるもの
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	170	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱 に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関 する事務であって第百七十二条で定めるもの
70	文部科学大臣	171	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒へ の修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務で あって第百七十三条で定めるもの
71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	172	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する 高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの
72	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾 患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの

別紙2 番号法別表に定める事務の所管部署

移転先 No.	移転先	法令上の根拠 (番号法別表上欄の項番)	移転先における用途 (番号法別表下欄)
1	すこやか親子室	8	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	保育幼稚園室 すこやか親子室	9	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	子育て給付課	10	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	地域保健課	14	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	障がい福祉室	21	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	生活福祉室	23	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	納税課 債権管理課	24	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	住宅政策室	27	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	国民健康保険課 成人保健課	44	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	障がい福祉室	51	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	住宅政策室	52	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	子育て給付課	56	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	高齢福祉室	61	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	子育て給付課	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	子育て給付課	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

移転先 No.	移転先	法令上の根拠 (番号法別表上欄の項番)	移転先における用途 (番号法別表下欄)
16	障がい福祉室	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	すこやか親子室	70	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	子育て給付課	81	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	生活福祉室	82の2	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
20	国民健康保険課 成人保健課	85	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	生活福祉室	95	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	高齢福祉室	100	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	地域保健課	105	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	障がい福祉室	117	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	保育幼稚園室	127	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	特定公的給付実施部署	135	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

別紙3 吹田市個人番号の利用等に関する条例第3条に定める事務の所管部署

移転先 No.	移転先	項番 (吹田市個人番号の利用 等に関する条例施行規則 別表1の項番)	移転先における用途 (吹田市個人番号の利用等に関する条例施行規則別表1の事務)
1	すこやか親子室	1	児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
2	すこやか親子室	2	児童福祉法の規定による療育の給付の支給に関する事務
3	保育幼稚園室 すこやか親子室	3	児童福祉法の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務
4	子育て給付課	4	児童福祉法の規定による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
5	地域保健課	5	予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務
6	障がい福祉室	7	身体障害者福祉法の規定による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
7	生活福祉室	9	生活保護法の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(同法の規定に準じて日本の国籍を有しない者に対して行われるこれらの事務を含む。)
8	国民健康保険課 成人保健課	11	国民健康保険法の規定による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務
9	市民課(国民年金担当)	12	国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務
10	障がい福祉室	13	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
11	子育て給付課	14	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当の支給に関する事務
12	子育て給付課	15	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定による償還未済額の免除若しくは資金の貸付け又は配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの若しくは寡婦についての便宜の供与に関する事務
13	子育て給付課	16	母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による給付金の支給に関する事務
14	障がい福祉室	17	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当の支給に関する事務

【添付資料1】

移転先 No.	移転先	項番 (吹田市個人番号の利用 等に関する条例施行規則 別表1の項番)	移転先における用途 (吹田市個人番号の利用等に関する条例施行規則別表1の事務)
15	障がい福祉室	18	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務
16	すこやか親子室	19	母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務
17	子育て給付課	20	児童手当法(昭和46年法律第73号)の規定による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
18	国民健康保険課 成人保健課	21	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務
19	生活福祉室	22	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
20	高齢福祉室	23	介護保険法の規定による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
21	地域保健課	24	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
22	成人保健課	25	健康増進法(平成14年法律第103号)の規定による健康増進事業(これに類する健康の増進に資する事業を含む。)の実施に関する事務
23	市民課(国民年金担当)	26	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)の規定による特別障害給付金の支給に関する事務
24	すこやか親子室 障がい福祉室	27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
25	保育幼稚園室	29	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
26	市民課(国民年金担当)	30	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)の規定による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
27	特定公的給付実施部署	31	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)の規定による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務
28	障がい福祉室	32	吹田市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年吹田市条例第53号)の規定による医療費の助成に関する事務
29	子育て給付課	33	吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和51年吹田市条例第31号)の規定による医療費の助成に関する事務

【添付資料1】

移転先 No.	移転先	項番 (吹田市個人番号の利用 等に関する条例施行規則 別表1の項番)	移転先における用途 (吹田市個人番号の利用等に関する条例施行規則別表1の事務)
30	子育て給付課	34	吹田市子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年吹田市条例第27号)の規定による医療費の助成に関する事務
31	障がい福祉室	35	小児慢性特定疾病児等に対する日常生活用具の給付に関する事務
32	障がい福祉室	36	難聴児に対する補聴器購入等費用の助成に関する事務
33	障がい福祉室	37	障害者向け福祉サービスの利用に係る診断料の助成に関する事務
34	障がい福祉室	38	身体障害者手帳の交付に係る診断料の助成に関する事務
35	障がい福祉室	39	身体障害者に対する自動車改造費用の助成に関する事務
36	障がい福祉室	40	重度障害者に対するタクシーの運賃の助成に関する事務
37	障がい福祉室	41	重度障害者等に対する住宅改造費用の助成に関する事務
38	障がい福祉室	42	難病等に罹患している者に対する給付金の支給に関する事務

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月3日	I 関連情報 5.個人番号の利用	・第19条第8号	・第19条第9号	事後	
令和3年9月3日	I 関連情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号: (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項): 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 <別表第2における情報照会の根拠> ①番号法第19条第7号	・第19条(特定個人情報の提供の制限) 第8号: (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項): 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 <別表第2における情報照会の根拠> ①番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月3日	II ファイルの概要【個人住民税】 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 (番号法第19条第8号) 【情報提供ネットワークシステムにより入手】 番号法第19条第7号	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 (番号法第19条第9号) 【情報提供ネットワークシステムにより入手】 番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月3日	II ファイルの概要【個人住民税】 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 番号法第19条第7号	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月3日	II ファイルの概要【個人住民税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	富士通株式会社 関西支社	富士通Japan株式会社 大阪第二統括ビジネス部	事後	重要な変更にあたらない(委託先の名称変更)
令和3年9月3日	II ファイルの概要【個人住民税】 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月3日	II ファイルの概要【個人住民税】 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1①法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	
令和3年9月3日	II ファイルの概要【個人住民税】 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2①法令上の根拠	第19条第9号	第19条第10号	事後	
令和3年9月3日	II ファイルの概要【固定資産税】 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 番号法第19条第7号	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月3日	II ファイルの概要【固定資産税】 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 番号法第19条第7号	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月3日	II ファイルの概要【固定資産税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	富士通株式会社 関西支社	富士通Japan株式会社 大阪第二統括ビジネス部	事後	重要な変更にあたらない(委託先の名称変更)
令和3年9月3日	II ファイルの概要【軽自動車税】 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 番号法第19条第7号	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月3日	II ファイルの概要【軽自動車税】 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 番号法第19条第7号	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月3日	II ファイルの概要【軽自動車税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	富士通株式会社 関西支社	富士通Japan株式会社 大阪第二統括ビジネス部	事後	重要な変更にあたらない(委託先の名称変更)
令和3年9月3日	II ファイルの概要【収納】 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【国税庁、都道府県、他市町村からの入手】 番号法第19条第8号	【国税庁、都道府県、他市町村からの入手】 番号法第19条第9号	事後	
令和3年9月3日	II ファイルの概要【収納】 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【国税庁、都道府県、他市町村からの入手】 番号法第19条第8号	【国税庁、都道府県、他市町村からの入手】 番号法第19条第9号	事後	
令和3年9月3日	II ファイルの概要【収納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	富士通株式会社 関西支社	富士通Japan株式会社 大阪第二統括ビジネス部	事後	重要な変更にあたらない(委託先の名称変更)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月3日	II ファイルの概要【滞納】 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【国税庁、都道府県、他市町村からの入手】 番号法第19条第8号	【国税庁、都道府県、他市町村からの入手】 番号法第19条第9号	事後	
令和3年9月3日	II ファイルの概要【滞納】 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【国税庁、都道府県、他市町村からの入手】 番号法第19条第8号	【国税庁、都道府県、他市町村からの入手】 番号法第19条第9号	事後	
令和3年9月3日	II ファイルの概要【滞納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	富士通株式会社 関西支社	富士通Japan株式会社 大阪第二統括ビジネス部	事後	重要な変更にあたらない(委託先の名称変更)
令和3年9月3日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【個人住民税】 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 具体的な方法	【番号法第19条第8号の基づく提供】	【番号法第19条第9号の基づく提供】	事後	
令和3年9月3日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【個人住民税】 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【番号法第19条第8号の基づく提供】	【番号法第19条第9号の基づく提供】	事後	
令和3年9月3日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【個人住民税】 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。	事後	
令和3年9月3日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【固定資産税】 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。	事後	
令和3年9月3日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策【軽自動車税】 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。	事後	
令和3年9月3日	【添付資料2】 別紙1	「番号法第19条第7号別表第二に定める事務」一覧表	「番号法第19条第8号別表第二に定める事務」一覧表	事後	
令和3年9月3日	【添付資料2】 別紙1 提供先No.11 (以下、提供先No.繰り下げ)	なし	提供先: 市町村長 法令上の根拠(項番): 20 提供先における用途: 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和3年9月3日	【添付資料2】 別紙1 提供先No.17 (以下、提供先No.繰り下げ)	なし	提供先: 社会福祉協議会 法令上の根拠(項番): 30 提供先における用途: 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和3年9月3日	【添付資料2】 別紙1 提供先No.22 (以下、提供先No.繰り下げ)	なし	提供先: 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 法令上の根拠(項番): 38 提供先における用途: 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和3年9月3日	【添付資料2】 別紙1 提供先No.27 (以下、提供先No.繰り下げ)	なし	提供先: 市町村長 法令上の根拠(項番): 53 提供先における用途: 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和3年9月3日	【添付資料2】 別紙3 移転先No.1 移転先	こども発達支援センター 障がい福祉室 (各保健福祉センター) 保育幼稚園室	こども発達支援センター 障がい福祉室 保育幼稚園室	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月3日	【添付資料2】 別紙3 移転先No.5、12、26 移転先	障がい福祉室 (各保健福祉センター)	障がい福祉室	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月3日	【添付資料2】 別紙3 移転先No.10、21 移転先	国民健康保険室	国民健康保険課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月3日	【添付資料2】 別紙3 移転先No.11、25、28 移転先	国民年金課	市民課(国民年金担当)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年9月3日	【添付資料2】 別紙3 移転先No.12 移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和3年9月3日	【添付資料2】 別紙3 移転先No.16 移転先	高齢福祉室 (総合福祉会館、各地域保健福祉センター)	高齢福祉室 (総合福祉会館)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	【C. 賦課決定事務向け機能】 C-1. 資料併合機能：課税資料受付事務にて登録した各種課税資料を個人単位(宛名番号単位)に併合して課税根拠となる情報(併合結果資料)を作成する。併合時には個人番号を活用する。エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 C-2. 当初賦課データ作成機能：資料併合結果を基に住民税計算を行い、賦課データを作成する。計算エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 C-3. 当初特別徴収帳票作成機能：特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)・特別徴収納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 C-4. 当初普通徴収帳票作成機能：普通徴収納税通知書・納付書を作成する。また普通徴収分と併せて公的年金等特別徴収情報を納税通知書へ出力する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 C-5. 他システム用連携ファイル作成機能(当初用)：当初分の他課システム用の連携ファイルを作成する。また中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。(団体内統合宛名システム経由で連携)	【C. 賦課決定事務向け機能】 C-1. 資料併合機能：課税資料受付事務にて登録した各種課税資料を個人単位(宛名番号単位)に併合して課税根拠となる情報(併合結果資料)を作成する。併合時には個人番号を活用する。エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 C-2. 当初賦課データ作成機能：資料併合結果を基に住民税計算を行い、賦課データを作成する。計算エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 C-3. 当初特別徴収帳票作成機能：特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)・特別徴収納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 C-4. 当初普通徴収帳票作成機能：普通徴収納税通知書・納付書を作成する。また普通徴収分と併せて公的年金等特別徴収情報を納税通知書へ出力する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 C-5. 他システム用連携ファイル作成機能(当初用)：当初分の他課システム用の連携ファイルを作成する。また中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。(団体内統合宛名システム経由で連携)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能(続き)	【D. 賦課更正事務向け機能】 D-1. 異動特別徴収帳票作成機能：異動分を対象に特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)及び、各対象一覧・特別徴収納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 D-2. 異動普通徴収帳票作成機能：異動分を対象に普通徴収納税変更通知書・普通徴収納付書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 D-3. 他システム用連携ファイル作成機能(異動分)：異動分の他課システム用の連携ファイルを作成する。また中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。(団体内統合宛名システム経由で連携)	【D. 賦課更正事務向け機能】 D-1. 異動特別徴収帳票作成機能：異動分を対象に特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)及び、各対象一覧・特別徴収納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 D-2. 異動普通徴収帳票作成機能：異動分を対象に普通徴収納税変更通知書・普通徴収納付書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 D-3. 他システム用連携ファイル作成機能(異動分)：異動分の他課システム用の連携ファイルを作成する。また中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。(団体内統合宛名システム経由で連携)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能(続き)	【H. その他機能】 H-1. イメージ管理システム連携：給与支払報告書電子媒体にて登録を行った資料データより給与支払報告書の帳票イメージを登録するための電子給与支払報告書ファイルを作成する。電子媒体にて登録を行った資料データより公的年金等支払報告書の帳票イメージを登録するための電子年金支払報告書データファイル、電子企業年金ファイルを作成する。資料イメージと宛名情報等を紐付けるため、資料マスタより対象者を抽出して資料キーファイルを作成する。	【H. その他機能】 H-1. 住民税課税支援システム連携：住民税課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、住民税課税支援システムから連携ファイルを受取り、データを更新する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他(イメージ管理システム、ズバットと課税状況)	その他(住民税課税支援システム、ズバットと課税状況)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称	イメージ管理システム[対象事務:個人住民税事務]	住民税課税支援システム[対象事務:個人住民税事務]	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	①個人住民税システムから課税資料の電子データを受取り、課税資料をイメージ化する機能、②課税資料の資料番号や宛名番号等をもとに対象者の課税資料イメージを検索する機能、③アノテーション機能:イメージにマーカー、メモ、スタンプ、付箋等を添付する機能	①給与支払報告書、年金支払報告書エントリ機能:給与支払報告書、年金支払報告書のデータ取り込みと課税用番号の付番を行うほか、給与支払報告書に記載されている内容の単票検査や、他市回送処理を行う。 ②申告受付機能:確定申告、住民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷を行う。 ③申告受付後チェック、合算機能:登録された各課税資料のチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、当初課税用データを作成する。 ④イメージ管理機能:ドキュメントスキャナで読み取りを行った課税資料や、国税連携等により取り込んだデータより作成した疑似イメージ(給与支払報告書、年金支払報告書、申告書)を管理する。 ⑤国税連携機能:KSKデータ及びe-Taxデータを取り込み、名寄せ及び各種チェックを行った上で合算処理用データを作成する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14 ①システムの名称	中間サーバー【対象事務:個人住民税事務、固定資産税事務、軽自動車税事務】	中間サーバ【対象事務:個人住民税事務、固定資産税事務、軽自動車税事務】	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14 ②システムの機能	④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。	④システム接続機能 中間サーバと税務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑦データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15 ②システムの機能	①団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。団体内統合宛名番号と住民記録システム等各業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 ②宛名情報管理機能 氏名・住所などの4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 ③中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。	①団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。団体内統合宛名番号と住民記録システム等各業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 ②宛名情報管理機能 氏名・住所などの4情報を(氏名、住所、性別、生年月日)を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 ③中間サーバ連携機能 中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15 ③他のシステムとの接続	[○]その他(住登外システム、中間サーバー)	[○]その他(住登外システム、中間サーバ)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム17 ②システムの機能	①本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ②機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。	①本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ②機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム18 ②システムの機能	1 既存システム連携機能 税務システムから証明書情報を連携する機能 2 コンビニ交付機能 地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターからの要求に응答して、各種証明書のPDFデータを作成し、機構の証明書交付センターに送付する機能	1 システム連携機能 税務システムから証明書情報を連携する機能 2 コンビニ交付機能 地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターからの要求に응答して、各種証明書のPDFデータを作成し、機構の証明書交付センターに送付する機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	税務部 税制課	税務部 市民税課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	【別添1】I 基本情報【個人住民税事務】 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	I. 個人番号の取得 ①住登外システムから住民の個人番号を取得する。 ②未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 ③課税資料に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。	I. 個人番号の取得 ①住登外システムから住民の個人番号を取得する。 ②未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 ③課税資料に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	【別添1】Ⅰ 基本情報【個人住民税事務】 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	Ⅲ. 特定個人情報の提供 「3. 当初賦課事務」、「4. 賦課更正事務」で作成する個人番号を含むデータを団体内統合宛名システムへアップし、団体内統合宛名システムから中間サーバーへ送信する。 Ⅳ. 特定個人情報の利用 ①中間サーバーを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。 ②中間サーバーを通じ障害者手帳等情報の照会等を行う。 ③中間サーバーを通じ他自治体の個人住民税納税義務者の所得情報の照会等を行う。 ④中間サーバーを通じ他自治体の個人住民税納税義務者の扶養関係情報の照会等を行う。 <中間サーバー・団体統合宛名システムにおける事務の内容> ①新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件) ②番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(団体統合宛名システム、中間サーバー要件) ③番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバー要件)	Ⅲ. 特定個人情報の提供 「3. 当初賦課事務」、「4. 賦課更正事務」で作成する個人番号を含むデータを団体内統合宛名システムへアップし、団体内統合宛名システムから中間サーバーへ送信する。 Ⅳ. 特定個人情報の利用 ①中間サーバーを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。 ②中間サーバーを通じ障害者手帳等情報の照会等を行う。 ③中間サーバーを通じ他自治体の個人住民税納税義務者の所得情報の照会等を行う。 ④中間サーバーを通じ他自治体の個人住民税納税義務者の扶養関係情報の照会等を行う。 <中間サーバー・団体統合宛名システムにおける事務の内容> ①新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件) ②番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(団体統合宛名システム、中間サーバー要件) ③番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバー要件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	【別添1】Ⅰ 基本情報【固定資産税事務】 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	Ⅰ. 個人番号の取得 ①住登外システムから住民の個人番号を取得する。 ②未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 ③償却資産申告書から個人番号を取得する。 ・・・ Ⅲ. 特定個人情報の利用 中間サーバーを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。 <中間サーバー・団体統合宛名システムにおける事務の内容> ①新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件) ②番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバー要件)	Ⅰ. 個人番号の取得 ①住登外システムから住民の個人番号を取得する。 ②未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 ③償却資産申告書から個人番号を取得する。 ・・・ Ⅲ. 特定個人情報の利用 中間サーバーを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。 <中間サーバー・団体統合宛名システムにおける事務の内容> ①新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件) ②番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバー要件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	【別添1】Ⅰ 基本情報【軽自動車税事務】 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	Ⅰ. 個人番号の取得 ①住登外システムから住民の個人番号を取得する。 ②未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 ③軽自動車税申告書から、未登録の個人番号を取得する。(当面記載しない。) ・・・ Ⅳ. 特定個人情報の利用 中間サーバーを通じ障害者手帳等情報の照会等を行なう。 <中間サーバー・団体統合宛名システムにおける事務の内容> ①新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件) ②番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバー要件)	Ⅰ. 個人番号の取得 ①住登外システムから住民の個人番号を取得する。 ②未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 ③軽自動車税申告書から、未登録の個人番号を取得する。(当面記載しない。) ・・・ Ⅳ. 特定個人情報の利用 中間サーバーを通じ障害者手帳等情報の照会等を行なう。 <中間サーバー・団体統合宛名システムにおける事務の内容> ①新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件) ②番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバー要件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	【別添1】Ⅰ 基本情報【収納事務】 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	Ⅰ. 個人番号の取得 ①住登外システムから住民の個人番号を取得する。 ②本人に個人番号を確認し、住登外システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力して、収納システムに連携する。 ③未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。	Ⅰ. 個人番号の取得 ①住登外システムから住民の個人番号を取得する。 ②本人に個人番号を確認し、住登外システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力して、収納システムに連携する。 ③未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	【別添1】Ⅰ 基本情報【滞納事務】 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	Ⅰ. 個人番号の取得 ①住登外システムから住民の個人番号を取得する。 ②本人に個人番号を確認し、住登外システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力して、収納システムに連携する。 ③未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。	Ⅰ. 個人番号の取得 ①住登外システムから住民の個人番号を取得する。 ②本人に個人番号を確認し、住登外システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力して、収納システムに連携する。 ③未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	【別添1】事務内容【個人住民税事務】 ●個人住民税事務	(現行の事務内容)	(「イメージ管理システム」が「住民税課税支援システム」に変更となること及び住民記録システムと税務システムが同一基盤上に構築されることに伴う図と備考の修正、及び、記載の整理に伴う図と備考の修正)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	【別添1】事務内容【固定資産税事務】 ●固定資産税事務	(現行の事務内容)	(住民記録システムと税務システムが同一基盤上に構築されることに伴う図と備考の修正、及び、記載の整理に伴う図と備考の修正)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	【別添1】事務内容【軽自動車税事務】 ●軽自動車税事務	(現行の事務内容)	(住民記録システムと税務システムが同一基盤上に構築されることに伴う図及び備考の修正、及び、記載の整理に伴う図と備考の修正)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	【別添1】事務内容【収納事務】 ●収納事務	(現行の事務内容)	(再実施による見直し、及び、住民記録システムと税務システムが同一基盤上に構築されることに伴う図と備考の修正)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	【別添1】事務内容【滞納事務】 ●滞納事務	(現行の事務内容)	(再実施による見直し、及び、住民記録システムと税務システムが同一基盤上に構築されることに伴う図と備考の修正)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報：本人確認、資料の名寄せを行うために必要 ・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報：住民税の課税に必要な(住民日の賦課期日判定など) ・連絡先：納税義務者への問い合わせに必要 ・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、障害者福祉関係情報：住民税賦課に必要	・個人番号、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)：本人確認、資料の名寄せを行うために必要 ・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報：住民税の課税に必要な(住民日の賦課期日判定など) ・連絡先：納税義務者への問い合わせに必要 ・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、障害者福祉関係情報：住民税賦課に必要	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 3. 特定個人情報への入手・使用 ①入手元	国民健康保険室	国民健康保険課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 3. 特定個人情報への入手・使用 ⑦使用の主体	使用部署 市民税課、税制課、納税課、債権管理課	使用部署 市民税課、納税課、債権管理課	事後	事後で足りるものの任意に事前に提出(組織変更に伴うもの)
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	⑤調査事務 ・納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。 ・生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。	⑤調査事務 ・納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。 ・生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する(5件)	委託する(4件)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(委託先の減少)
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社 アイ・オー・プロセス	日本コムシンク株式会社	事後	重要な変更に当たらない(委託先の変更)
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 大阪第二統括ビジネス部	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	バックアップデータの遠隔地保管	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	災害等による特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの遠隔地保管	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲:特定個人情報ファイルの範囲と同様 その妥当性:災害等によるデータ滅失によるリスクの軽減は、特定個人情報ファイル全体について必要であるため。	(削除)	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、市ホームページにて公表	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社ワンビシアークイブス大阪支店	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑦再委託の有無	再委託しない	(削除)	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月中旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月中旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<吹田市における措置> 入退室管理区域内に設置するサーバー内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限の有無を確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<吹田市における措置> 入退室管理区域内に設置するサーバー内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限の有無を確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	重要な変更

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所(続き)		<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <ペンダクラウドにおける措置> 外部侵入防止 外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ 入退管理 ICカード+手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム 不正持込・持出防止 金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<吹田市における措置> ①保管期間および課税処理上不要となったデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する) ②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <証明書交付システムにおける措置> ・証明書交付システムでは、年度更新時に古くなった不要な税情報を消去し、直近の税情報のみを保管するようにしている。	<吹田市における措置> ①保管期間および課税処理上不要となったデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する) ②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <証明書交付システムにおける措置> ・証明書交付システムでは、年度更新時に古くなった不要な税情報を消去し、直近の税情報のみを保管するようにしている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【個人住民税】 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法(続き)		<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【固定資産税】 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報：本人確認、賦課の名寄せを行うために必要 ・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報：固定資産税の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・連絡先：納税義務者への問い合わせに必要 ・生活保護・社会福祉関係情報：固定資産税の減免に必要	・個人番号、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)：本人確認、賦課の名寄せを行うために必要 ・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報：固定資産税の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・連絡先：納税義務者への問い合わせに必要 ・生活保護・社会福祉関係情報：固定資産税の減免に必要	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【固定資産税】 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	使用部署 資産税課、税制課、納税課、債権管理課	使用部署 資産税課、市民税課、納税課、債権管理課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【固定資産税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	委託する(5件)	委託する(4件)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(委託先の減少)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【固定資産税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社 アイ・オー・プロセス	日本コムシンク株式会社	事後	重要な変更にあたらない(委託先の変更)
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【固定資産税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 大阪第二統括ビジネス部	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【固定資産税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	バックアップデータの遠隔地保管	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【固定資産税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	災害等による特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの遠隔地保管	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【固定資産税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲:特定個人情報ファイルの範囲と同様 その妥当性:災害等によるデータ滅失によるリスクの軽減は、特定個人情報ファイル全体について必要であるため。	(削除)	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【固定資産税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【固定資産税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【固定資産税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、市ホームページにて公表	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【固定資産税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社ワンビシアークイブス大阪支店	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【固定資産税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑦再委託の有無	再委託しない	(削除)	事前	重要な変更

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【固定資産税】 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<吹田市における措置> 入退室管理区域内に設置するサーバー内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限の有無を確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<吹田市における措置> 入退室管理区域内に設置するサーバー内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限の有無を確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【固定資産税】 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<吹田市における措置> ①保管期間および課税処理上不要となったデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する) ②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出できないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出できないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<吹田市における措置> ①保管期間および課税処理上不要となったデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する) ②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出できないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出できないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【固定資産税】 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法(続き)	-	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【軽自動車税】 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報 : 対象者を正確に把握するため ・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報 : 軽自動車税の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ④記録される項目 : 納税義務者への問い合わせに必要 ・障害者福祉関係情報 : 軽自動車税の減免に必要	・個人番号、4情報(氏名、住所、性別、生年月日) : 対象者を正確に把握するため ・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報 : 軽自動車税の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・連絡先 : 納税義務者への問い合わせに必要 ・障害者福祉関係情報 : 軽自動車税の減免に必要	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【軽自動車税】 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	税務部税制課	税務部市民税課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【軽自動車税】 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	使用部署 税制課、納税課、債権管理課	使用部署 市民税課、納税課、債権管理課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【軽自動車税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する(4件)	委託する(3件)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(委託先の減少)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【軽自動車税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 大阪第二統括ビジネス部	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【軽自動車税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	バックアップデータの遠隔地保管	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【軽自動車税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	災害等による特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの遠隔地保管	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【軽自動車税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数:1万人以上10万人未満 対象となる本人の範囲:特定個人情報ファイルの範囲と同様 その妥当性:災害等によるデータ滅失によるリスクの軽減は、特定個人情報ファイル全体について必要であるため。	(削除)	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【軽自動車税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【軽自動車税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【軽自動車税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、市ホームページにて公表	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【軽自動車税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社ワンビシアークイブス大阪支店	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【軽自動車税】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑦再委託の有無	再委託しない	(削除)	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【軽自動車税】 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<吹田市における措置> 入退室管理区域内に設置するサーバー内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限の有無を確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<吹田市における措置> 入退室管理区域内に設置するサーバー内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限の有無を確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【軽自動車税】 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜吹田市における措置＞ ①保管期間および課税処理上不要となったデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する) ②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	＜吹田市における措置＞ ①保管期間および課税処理上不要となったデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する) ②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【軽自動車税】 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法(続き)		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【収納】 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報：本人確認に必要 ・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報：収納の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・連絡先：納税義務者への問い合わせに必要	・個人番号、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)：本人確認に必要 ・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報：収納の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・連絡先：納税義務者への問い合わせに必要	事後	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【収納】 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	使用部署 納税課、税制課、資産税課、市民税課、債権管理課	使用部署 納税課、資産税課、市民税課、債権管理課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【収納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する(3件)	委託する(2件)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(委託先の減少)
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【収納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 大阪第二統括ビジネス部	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【収納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	バックアップデータの遠隔地保管	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【収納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	災害等による特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの遠隔地保管	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【収納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲:特定個人情報ファイルの範囲と同様 その妥当性:災害等によるデータ滅失によるリスクの軽減は、特定個人情報ファイル全体について必要であるため。	(削除)	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【収納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【収納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【収納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、市ホームページにて公表	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【収納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社ワンビシアークイブス大阪支店	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【収納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑦再委託の有無	再委託しない	(削除)	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【収納】 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	入退室管理区域内に設置するサーバー内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限の有無を確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。	<吹田市における措置> 入退室管理区域内に設置するサーバー内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限の有無を確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【収納】 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	①保管期間および課税処理上不要となったデータについて、システム一括で消去する。(データベースから物理的に削除する) ②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<吹田市における措置> ①保管期間および課税処理上不要となったデータについて、システム一括で消去する。(データベースから物理的に削除する) ②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【滞納】 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報：本人確認に必要 ・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報：収納の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・連絡先：納税義務者への問い合わせに必要 ・地方税関係情報：地方税の賦課による調定・収納を管理するために記録	・個人番号、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)：本人確認に必要 ・その他識別情報(宛名番号)：個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報：収納の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・連絡先：納税義務者への問い合わせに必要 ・地方税関係情報：地方税の賦課による調定・収納を管理するために記録	事後	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【滞納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する(3件)	委託する(2件)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(委託先の減少)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【滞納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社 大阪第二統括ビジネス部	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【滞納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	バックアップデータの遠隔地保管	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【滞納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	災害等による特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの遠隔地保管	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【滞納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数:100万人以上1,000万人未満 対象となる本人の範囲:特定個人情報ファイルの範囲と同様 その妥当性、災害等によるデータ滅失によるリスクの軽減は、特定個人情報ファイル全体について必要であるため。	(削除)	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【滞納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【滞納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【滞納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、市ホームページにて公表	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【滞納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社ワンビシアークイブス大阪支店	(削除)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【滞納】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑦再委託の有無	再委託しない	(削除)	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【滞納】 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	入退室管理区域内に設置するサーバー内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限の有無を確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。	<吹田市における措置> 入退室管理区域内に設置するサーバー内に保管する。管理区域については、入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより権限の有無を確認し、入退室者名と時刻を記録するなど入退室管理を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうら本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ ファイルの概要【滞納】 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	①保管期間および課税処理上不要となったデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する) ②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出できないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<吹田市における措置> ①保管期間および課税処理上不要となったデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する) ②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出できないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	(別添2)ファイル記録項目【個人住民税】 ●1. 個人住民税特定個人情報ファイル	…282.国-復興特別国税額、283.個人番号	…282.国-復興特別国税額、283.個人番号、284.ジョブネットID、285.ユーザ領域、286.異動の事由、287.異動の事由コード、288.異動後の未徴収税額の徴収方法、289.異動後指定番号、290.異動後受給者番号、291.異動前指定番号、292.回送先自治体コード、293.確定申告還付フラグ、294.確定申告損失フラグ、295.確定申告日、296.確定申告分離フラグ、297.寄附先自治体コード、298.給与支払者の個人番号法人番号、299.系統区分、300.計算エラーメッセージID、301.計算警告メッセージID、302.月割先当額、303.現受給者番号、304.個人法区分、305.更正強制、306.合併前自治体コード、307.市税事務所コード、308.氏名フリガナ、309.次年度市申発送、310.次年度事業所廃止理由、311.住投適用数、312.住宅借入金等特別控除区分2、313.出力順位、314.処理状態区分、315.所得金額調整控除対象フラグ、316.所得控除の適用順序、317.新しい勤務先の指定番号、318.新しい勤務先判別コード、319.新受給者番号、320.申告支援システム連携フラグ、321.税額通知書宛名番号、322.専従者-続柄、323.送付希望区分、324.帳票ID、325.徴収済額終了年月、326.訂正区分、327.電話番号、328.同配区分、329.特別控除対象配偶者フラグ、330.特別徴収開始月、331.特別徴収義務者コード、332.年少扶養、333.年度区分、334.納期限変更フラグ、335.納期特例前月割額、336.納税者ID、337.納入開始月、338.納入月、339.配偶者-被扶養者の国外居住、340.配特区区分、341.番号連携SV公開開始日、342.番号連携SV公開終了日、343.被扶養専従者区分、344.被扶養専従者特定区分、345.非課税人数	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	(別添2)ファイル記録項目【個人住民税】 ●1. 個人住民税特定個人情報ファイル(続き)	-	346.扶養区分、347.扶養親族-年少、348.扶養専従主宛名番号、349.普徴切替理由、350.普通徴収納付済期、351.普通徴収納付済期区分、352.賦課減免該当フラグ、353.賦課普徴該当フラグ、354.賦課年金特徴該当フラグ、355.賦課普徴該当フラグ、356.返展有無フラグ、357.補助利用領域、358.法定調書区分、359.住民税非課税コード、360.森林環境税免除理由コード、361.免除前森林環境税額、362.森林環境税免除額、363.森林環境税額、364.旧免除前森林環境税額、365.旧森林環境税免除額、366.旧森林環境税額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	(別添2)ファイル記録項目【固定資産税】 ●1. 固定資産税特定個人情報ファイル	…640. 法人番号、641. 氏名、642. 性別、643. 住所、644. 生年月日	…640. 法人番号、641. 氏名、642. 性別、643. 住所、644. 生年月日、645. S38農地単価、646. S63農地単価、647. チェック処理日、648. データ連携、649. メッセージID、650. 一筆造成費コード、651. 一筆造成費深さ、652. 一筆平米当り評点数、653. 一筆補正コード、654. 一筆補正コード枝番、655. 一筆補正開始年、656. 一筆補正終了年、657. 一筆補正率、658. 沿線地フラグ、659. 仮登録処理区分、660. 価格単位区分、661. 家屋軽減コード、662. 家屋軽減開始年度、663. 家屋軽減終了年度、664. 家屋軽減住宅戸数、665. 家屋軽減床面積、666. 家屋軽減適用区分、667. 家屋軽減特殊計算区分、668. 家屋軽減率分子、669. 家屋軽減率分母、670. 家屋権利作成年月日、671. 家屋権利受付番号枝番、672. 家屋権利受付番号本番、673. 家屋権利整理番号、674. 家屋権利発行番号、675. 家屋減免コード、676. 家屋減免開始期、677. 家屋減免開始年度、678. 家屋減免終了期、679. 家屋減免終了年度、680. 家屋減免面積、681. 家屋減免適用区分、682. 家屋減免特殊計算区分、683. 家屋減免率分子、684. 家屋減免率分母、685. 家屋-再建築費管理区分、686. 家屋特例コード、687. 家屋特例開始年度、688. 家屋特例終了年度、689. 家屋特例床面積、690. 家屋特例適用区分、691. 家屋特例特殊計算区分、692. 家屋特例率分子、693. 家屋特例率分母、694. 家屋非課税特殊計算区分、695. 家屋表示作成年月日、696. 家屋表示受付番号枝番、697. 家屋表示受付番号本番、698. 家屋表示整理番号、699. 家屋表示発行番号、700. 家屋不均一コード	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	(別添2)ファイル記録項目【固定資産税】 ●1. 固定資産税特定個人情報ファイル(続き)		701. 家屋不均一開始年度、702. 家屋不均一終了年度、703. 家屋不均一床面積、704. 家屋不均一適用区分、705. 家屋不均一特殊計算区分、706. 家屋不均一率分子、707. 家屋不均一率分母、708. 家屋物件番号、709. 家屋明細予備数字、710. 家屋明細予備文字、711. 課税地目コード、712. 課税保留フラグ、713. 課非区分、714. 課税強制入力フラグ、715. 過年度随時税額、716. 過年度納期限、717. 画地判定区分、718. 画地番号区分、719. 画地補正該当距離、720. 画地補正該当面積、721. 画地類似土地物件番号、722. 街路区分、723. 関連家屋管理番号、724. 義務者宛名番号、725. 義務者持分番号、726. 共通一期割数、727. 共通一減免月期割区分、728. 区画整理区分、729. 区分所有軽減コード、730. 区分所有軽減開始年度、731. 区分所有軽減該当床面積、732. 区分所有軽減終了年度、733. 区分所有軽減対象床面積、734. 区分所有軽減適用区分、735. 区分所有軽減特殊計算区分、736. 区分所有軽減率分子、737. 区分所有軽減率分母、738. 区分所有減免コード、739. 区分所有減免該当床面積、740. 区分所有減免対象床面積、741. 区分所有減免特殊計算区分、742. 区分所有減免率分子、743. 区分所有減免率分母、744. 区分所有持分分子、745. 区分所有持分分母、746. 区分所有特例コード、747. 区分所有特例開始年度、748. 区分所有特例該当床面積、749. 区分所有特例終了年度、750. 区分所有特例対象床面積	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	(別添2)ファイル記録項目【固定資産税】 ●1. 固定資産税特定個人情報ファイル(続き)		751. 区分所有特例適用区分、752. 区分所有特例特殊計算区分、753. 区分所有特例率分子、754. 区分所有特例率分母、755. 区分所有非課税該当床面積、756. 区分所有非課税特殊計算区分、757. 区分所有不均一コード、758. 区分所有不均一開始年度、759. 区分所有不均一該当床面積、760. 区分所有不均一終了年度、761. 区分所有不均一対象床面積、762. 区分所有不均一適用区分、763. 区分所有不均一特殊計算区分、764. 区分所有不均一率分子、765. 区分所有不均一率分母、766. 区分所有免税点区分、767. 計算結果不整合フラグ、768. 軽減コード、769. 決定価格区分、770. 月別、771. 建築年次、772. 減少区分、773. 減少事由コード、774. 減少年月、775. 減免コード、776. 現況原因事由コード、777. 現況地積、778. 固定課税標準額合計評価額前年度、779. 固定軽減課税標準額、780. 固定減免課税標準額、781. 固定小規模課税標準評価額前年度、782. 固定小規模前年度課標準算出区分、783. 固定小規模負担調整区分、784. 固定小規模外平均負担水準、785. 固定小規模外本則区分、786. 固定小規模外類似土地比率割合、787. 固定小規模課税標準評価額前年度、788. 固定小規模前年度課標準算出区分、789. 固定小規模負担調整区分、790. 固定小規模平均負担水準、791. 固定小規模本則区分、792. 固定小規模類似土地比率割合、793. 固定農地並課税標準額、794. 固定非住宅課税標準評価額前年度、795. 固定非住宅条列類似土地比率割合、796. 固定非住宅前年度課標準算出区分、797. 固定非住宅負担調整区分、798. 固定非住宅平均負担水準、799. 固定非住宅本則区分、800. 固定非住宅類似土地比率割合	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	(別添2)ファイル記録項目【固定資産税】 ●1. 固定資産税特定個人情報ファイル(続き)		801. 固定不均一税額、802. 固定不均一税額件数、803. 固定不均一税額差額、804. 固定不均一税額増減件数、805. 固定不均一対象課税標準額、806. 固定不均一対象課税、807. 固定不均一対象課税標準額、808. 固定賦課減免税額、809. 固定賦課減免税額件数、810. 固定賦課減免税額差額、811. 固定賦課減免税額増減件数、812. 更正後軽減コード、813. 更正後減免コード、814. 更正後減免税額、815. 更正後固定軽減税額、816. 更正後固定減免課税標準額、817. 更正後固定減免税額、818. 更正後固定不均一税額、819. 更正後固定不均一対象課税標準額、820. 更正後都計軽減税額、821. 更正後都計減免課税標準額、822. 更正後都計減免税額、823. 更正後都計不均一税額、824. 更正後都計不均一対象課税標準額、825. 更正後不均一コード、826. 更正後不均一税額、827. 更正後不均一対象課税、828. 更正後不均一地積、829. 更正前軽減コード、830. 更正前減免コード、831. 更正前減免税額、832. 更正前固定軽減税額、833. 更正前固定減免課税標準額、834. 更正前固定減免税額、835. 更正前固定不均一税額、836. 更正前固定不均一対象課税標準額、837. 更正前都計軽減税額、838. 更正前都計減免課税標準額、839. 更正前都計減免税額、840. 更正前都計不均一税額、841. 更正前都計不均一対象課税標準額、842. 更正前不均一コード、843. 更正前不均一地積、844. 更正前不均一対象課税、845. 更正前不均一地積、846. 構成員告知区分、847. 構成員所有者判定区分、848. 構成員名義人宛名番号、849. 構成員名義人氏名、850. 構成員名義人持分番号	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	(別添2)ファイル記録項目【固定資産税】 ●1. 固定資産税特定個人情報ファイル(続き)		851. 構成員名義人住所、852. 行政界跨りフラグ、853. 国土調査実施年月日、854. 国土調査地積、855. 国土調査地目コード、856. 催告書発送日、857. 資産コード、858. 自治体コード、859. 自治体識別コード、860. 取得特例日区分、861. 所有者判定区分、862. 償却特例コード、863. 償却特例開始年度、864. 償却特例終了年度、865. 償却特例率分子、866. 償却特例率分母、867. 償却非課税開始年度、868. 償却非課税終了年度、869. 償却不均一コード、870. 償却不均一開始年度、871. 償却不均一終了年度、872. 償却不均一率分子、873. 償却不均一率分母、874. 申告書様式ID、875. 申告用はがき発送区分、876. 正面平均奥行距離実測、877. 生活保護フラグ、878. 生産緑地開始年度、879. 生産緑地区分、880. 税務事務所コード、881. 前年地目コード、882. 前年度一筆平米当り評点数、883. 増加事由コード、884. 増加償却月、885. 増加償却率、886. 増減有無フラグ、887. 側方1平均奥行距離実測、888. 側方2平均奥行距離実測、889. 他市町村跨りフラグ、890. 大臣課税標準額、891. 大臣決定価格、892. 大臣特例減少課税、893. 大臣特例減少帳簿価額、894. 大臣特例減少評価額、895. 大臣評価額、896. 宅地比準区分、897. 知事課税標準額、898. 知事決定価格、899. 知事帳簿価額、900. 知事特例減少課税	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	(別添2)ファイル記録項目【固定資産税】 ●1. 固定資産税特定個人情報ファイル(続き)		901. 知事特例減少帳簿価額、902. 知事特例減少評価額、903. 知事評価額、904. 地上権設定区分、905. 地図番号、906. 地積強制入力フラグ、907. 調査区分、908. 調査種別区分、909. 調査状況区分、910. 調査年度、911. 追加一筆補正率有無フラグ、912. 電子申告異動事由、913. 電子申告受付番号、914. 電子申告申告区分、915. 電子申告受付日時、916. 登記地目コード、917. 登記敷地権区分、918. 都計課税標準額合計評価額前年度、919. 都計軽減課税標準額、920. 都計減免課税標準額、921. 都計小規模外課税標準評価額前年度、922. 都計小規模外前年度課税算出区分、923. 都計小規模外負担調整区分、924. 都計小規模外平均負担水準、925. 都計小規模外本則区分、926. 都計小規模外類似土地比準割合、927. 都計小規模課税標準評価額前年度、928. 都計小規模前年度課税算出区分、929. 都計小規模負担調整区分、930. 都計小規模平均負担水準、931. 都計小規模本則区分、932. 都計小規模類似土地比準割合、933. 都計農地並課税標準額、934. 都計非住宅課税標準評価額前年度、935. 都計非住宅条列類似土地比準割合、936. 都計非住宅前年度課税算出区分、937. 都計非住宅負担調整区分、938. 都計非住宅平均負担水準、939. 都計非住宅本則区分、940. 都計非住宅類似土地比準割合、941. 都計不均一税額、942. 都計不均一税額件数、943. 都計不均一税額差額、944. 都計不均一税額増減件数、945. 都計不均一対象課税標準額、946. 都計不均一対象課税標準、947. 都計不均一対象課税標準、948. 都計賦課減免税額、949. 都計賦課減免税額件数、950. 都計賦課減免税額差額	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	(別添2)ファイル記録項目【固定資産税】 ●1. 固定資産税特定個人情報ファイル(続き)		951. 都計賦課減免税額増減件数、952. 都市計画区分、953. 土地軽減コード、954. 土地軽減開始年度、955. 土地軽減終了年度、956. 土地軽減地積、957. 土地軽減適用区分、958. 土地軽減特殊計算区分、959. 土地軽減率分子、960. 土地軽減率分母、961. 土地権利の目的コード、962. 土地権利原因コード、963. 土地権利原因年月日、964. 土地権利作成年月日、965. 土地権利受付年月日、966. 土地権利受付番号枝番、967. 土地権利受付番号本番、968. 土地権利整理番号、969. 土地権利発行番号、970. 土地権利変更区分、971. 土地減免コード、972. 土地減免開始期、973. 土地減免開始年度、974. 土地減免終了期、975. 土地減免終了年度、976. 土地減免地積、977. 土地減免適用区分、978. 土地減免特殊計算区分、979. 土地減免率分子、980. 土地減免率分母、981. 土地更正事由コード、982. 土地更正中フラグ、983. 土地更正年月日、984. 土地調査年月日、985. 土地特例コード、986. 土地特例開始年度、987. 土地特例終了年度、988. 土地特例地積、989. 土地特例適用区分、990. 土地特例特殊計算区分、991. 土地特例率分子、992. 土地特例率分母、993. 土地非課税コード、994. 土地非課税開始年度、995. 土地非課税終了年度、996. 土地非課税地積、997. 土地非課税適用区分、998. 土地非課税特殊計算区分、999. 土地表示の目的コード、1000. 土地表示原因コード	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	(別添2)ファイル記録項目【固定資産税】 ●1. 固定資産税特定個人情報ファイル(続き)	-	1001. 土地表示原因年月日、1002. 土地表示作成年月日、1003. 土地表示受付年月日、1004. 土地表示受付番号枝番、1005. 土地表示受付番号本番、1006. 土地表示整理番号、1007. 土地表示発行番号、1008. 土地表示変更区分、1009. 土地不均一コード、1010. 土地不均一開始年度、1011. 土地不均一終了年度、1012. 土地不均一地積、1013. 土地不均一適用区分、1014. 土地不均一特殊計算区分、1015. 土地不均一事分子、1016. 土地不均一事分母、1017. 土地物件番号、1018. 特記区分、1019. 特記登録年月日、1020. 特例コード、1021. 二方角地区分、1022. 二方平均奥行距離実測、1023. 納税者ID、1024. 納付済年税額、1025. 納付済年税額差額、1026. 農業用施設用地区分、1027. 農地転用目的コード、1028. 排他フラグ、1029. 比準地目コード、1030. 比準土地物件番号、1031. 標準地間口距離、1032. 標準地区分、1033. 評価額強制入力フラグ、1034. 評価区分、1035. 評価方法区分、1036. 不均一コード、1037. 不均一税額、1038. 不均一税額合計、1039. 不均一税額帳簿、1040. 不均一税額帳簿合計、1041. 不均一税額評価、1042. 不均一税額評価合計、1043. 不均一相当帳簿価額、1044. 不均一相当帳簿価額合計、1045. 不均一相当評価額、1046. 不均一相当評価額合計、1047. 不均一対象課税、1048. 不均一対象課税合計、1049. 敷地権コード、1050. 敷地権判定区分	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	(別添2)ファイル記録項目【固定資産税】 ●1. 固定資産税特定個人情報ファイル(続き)	-	1051. 賦課減免判定フラグ、1052. 複合利用用地合算区分、1053. 物件所在地枝番、1054. 物件所在地字コード、1055. 物件所在地町丁コード、1056. 物件所在地分番、1057. 物件所在地編集コード、1058. 物件所在地本番、1059. 分合筆元先区分、1060. 閉鎖区分、1061. 補正該当距離、1062. 補正該当地積、1063. 補正後評価額、1064. 補正前固定課税標準額、1065. 補正前都計課税標準額、1066. 未調査区分、1067. 明細構造コード、1068. 明細用途コード、1069. 利用者ID、1070. 類似土地物件番号	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	(別添2)ファイル記録項目【収納】 ●収納特定個人情報ファイル	…143. 性別、144. 住所、145. 生年月日	…143. 性別、144. 住所、145. 生年月日146. 納付書QR帳票変換、147. 納付書QR発行履歴、148. QR期別、149. 延滞金計算日、150. 納付書発行日	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【個人住民税】(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	①委託先による特定個人情報の取扱いは、通常、本市サーバー内の特定個人情報の操作がその範囲であるため、操作履歴(ログ)によりルール遵守状況を確認できる。 ②特別な事情により、情報(複製を含む。)の保管場所からの移動又は庁外への持出しが業務上必要となったときは、移動については管理責任者、持出しについては統括管理者の許可を得なければならない。 ③バックアップデータの遠隔地保管の場合、施設した手提金庫の中へデータを記録した電子記録媒体を保管して提供する。その際、目付及び件数を記録し、委託元と委託先の双方が確認し押印する。	①委託先による特定個人情報の取扱いは、通常、本市サーバー内の特定個人情報の操作がその範囲であるため、操作履歴(ログ)によりルール遵守状況を確認できる。 ②特別な事情により、情報(複製を含む。)の保管場所からの移動又は庁外への持出しが業務上必要となったときは、移動については管理責任者、持出しについては統括管理者の許可を得なければならない。 ③委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況について、委託先からの報告や実地の調査等により確認する。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策【個人住民税】(プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	<吹田市における措置> ①権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。 ②定められたルールに基づく入手を職員に周知・徹底している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報を選択したリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<吹田市における措置> ①権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。 ②定められたルールに基づく入手を職員に周知・徹底している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報を選択したリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策【個人住民税】(プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	<吹田市における措置> 特定個人情報の入手方法を定められたものに限定し、それ以外の手段で入手しないよう、職員に対する教育を徹底している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	<吹田市における措置> 特定個人情報の入手方法を定められたものに限定し、それ以外の手段で入手しないよう、職員に対する教育を徹底している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと各業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)
令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策【個人住民税】(プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク3 リスクに対する措置の内容	<吹田市における措置> 中間サーバーの仕様に基づき入手するため、入手した特定個人情報の正確さはシステムで担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<吹田市における措置> 中間サーバーの仕様に基づき入手するため、入手した特定個人情報の正確さはシステムで担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)
令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策【個人住民税】(プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	<吹田市における措置> ①権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。 ②外部からの不正アクセスがないか、アクセスログを定期的に確認している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	<吹田市における措置> ①権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。 ②外部からの不正アクセスがないか、アクセスログを定期的に確認している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②各業務システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)
令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策【個人住民税】(プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容(続き)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと各業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策【個人住民税】 (プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容	<吹田市における措置> 情報提供内容の自動応答ができない場合は、管理責任者への確認を行った上で手動で情報提供を行うことを運用ルールとして義務付けている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	<吹田市における措置> 情報提供内容の自動応答ができない場合は、管理責任者への確認を行った上で手動で情報提供を行うことを運用ルールとして義務付けている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)
令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策【個人住民税】 (プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容	<吹田市における措置> 情報提供内容の自動応答ができない場合は、管理責任者への確認を行った上で手動で情報提供を行うことを運用ルールとして義務付けている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	<吹田市における措置> 情報提供内容の自動応答ができない場合は、管理責任者への確認を行った上で手動で情報提供を行うことを運用ルールとして義務付けている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと各業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)
令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策【個人住民税】 (プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク7 リスクに対する措置の内容	<吹田市における措置> 中間サーバーに登録する特定個人情報については、登録時に複数の職員によるチェックに加え、管理責任者の承認を得た上で登録する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	<吹田市における措置> 中間サーバーに登録する特定個人情報については、登録時に複数の職員によるチェックに加え、管理責任者の承認を得た上で登録する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ リスク対策【個人住民税】(プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと各業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【個人住民税】(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜吹田市における措置＞ ①サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ②サーバー室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。 ③サーバー室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ④事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜証明書交付センターにおける措置＞ ・証明書交付センター内の広域交付サーバーは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。 ＜コンビニ事業者等における措置＞ ・キオスク端末は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。	＜吹田市における措置＞ ①サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ②サーバー室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。 ③サーバー室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ④事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜証明書交付センターにおける措置＞ ・証明書交付センター内の広域交付サーバーは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。 ＜コンビニ事業者等における措置＞ ・キオスク端末は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【個人住民税】(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容(続き)		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ②事前に許可されない装置等に関しては、外部に持ち出さないこととしている。 ＜ベンダクラウドにおける措置＞ 1 サーバ室出入口及び建物内外に監視カメラを設置し、24時間有人監視を実施する。 2 静脈認証による入退室管理とラックの電気錠による管理を行う。 3 金属探知機を使用した持込禁止物の管理及び検疫ステーションでの持込パソコンのセキュリティチェックを実施する。 4 サーバの置かれているセンター内に複数のセキュリティエリアを設置し、権限に応じて入退室を管理する。	事前	重要な変更

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【個人住民税】 (プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<吹田市における措置> ①不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ②ファイアウォール導入によりネットワークを通じて外部から侵入されないようにしている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <証明書交付センターにおける措置> ・証明書交付センターと市の証明書交付システムの間は行政専用のネットワーク(LGWAN)回線で、同センターとキオスク端末との間は専用回線で接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。 ・上記の回線におけるデータ通信は暗号化されている。	<吹田市における措置> ①不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ②ファイアウォール導入によりネットワークを通じて外部から侵入されないようにしている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <証明書交付センターにおける措置> ・証明書交付センターと市の証明書交付システムの間は行政専用のネットワーク(LGWAN)回線で、同センターとキオスク端末との間は専用回線で接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。 ・上記の回線におけるデータ通信は暗号化されている。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【個人住民税】 (プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容(続き)	<コンビニ事業者等における措置> ・キオスク端末から証明書が交付された後は、同データは速やかにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。 ・パスワードにより、端末保守員以外の者が端末のプログラムにアクセスすることを排除する。	<コンビニ事業者等における措置> ・キオスク端末から証明書が交付された後は、同データは速やかにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。 ・パスワードにより、端末保守員以外の者が端末のプログラムにアクセスすることを排除する。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【個人住民税】 (プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容(続き)	-	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月、デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【個人住民税】 (プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容(続き)	-	<ベンダクラウドにおける措置> 1 毎朝パターンファイルを更新するウイルス対策ソフトを導入し、マルウェア、ウイルス、不正侵入をリアルタイムで検出する。 2 ネットワークは全て閉域ネットワークで構成され、外部からの不正アクセスを防止する。 3 Webアクセス通信を暗号化し、クライアント端末から負荷分散装置までの通信を暗号化する。	事前	重要な変更

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【個人住民税】(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	①保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、個人住民税システムの処理にて消去する。 ②磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ③紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	①保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、個人住民税システムの処理にて消去する。 ②磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ③紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ＜ベンダクラウドにおける措置＞ 1 保守満了/使用予定期間満了等により機器の更改を行う際や、故障等により記録媒体の部品交換を行う際、ハードディスク交換・破壊は、データの復元が不可能な状態で行う。 2 上記の実現のため、物理ディスクドライブ全体を暗号化し、また、ディスクドライブを物理ストレージから物理的に取り出した状態では、データを復号することはできない方式を取っている。これにより、ディスクドライブの交換・廃棄を行う場合には、データの復元が不可能な状態で廃棄する。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【固定資産税】(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	①委託先による特定個人情報の取扱いは、通常、本市サーバー内の特定個人情報の操作がその範囲であるため、操作履歴(ログ)によりルール遵守状況を確認できる。 ②特別な事情により、情報(複製を含む。)の保管場所からの移動又は行外への持出しが業務上必要となったときは、移動については管理責任者、持出しについては統括管理者の許可を得なければならない。 ③バックアップデータの遠隔地保管の場合、施設した手提金庫の中へデータを記録した電子記録媒体を保管して提供する。その際、日付及び件数を記録し、委託元と委託先の双方が確認し押印する。	①委託先による特定個人情報の取扱いは、通常、本市サーバー内の特定個人情報の操作がその範囲であるため、操作履歴(ログ)によりルール遵守状況を確認できる。 ②特別な事情により、情報(複製を含む。)の保管場所からの移動又は行外への持出しが業務上必要となったときは、移動については管理責任者、持出しについては統括管理者の許可を得なければならない。 ③委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況について、委託先からの報告や実地の調査等により確認する。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【固定資産税】(プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	＜吹田市における措置＞ ①権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。 ②定められたルールに基づく入手を職員に周知・徹底している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	＜吹田市における措置＞ ①権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。 ②定められたルールに基づく入手を職員に周知・徹底している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【固定資産税】(プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	＜吹田市における措置＞ 特定個人情報の入手方法を定められたものに限定し、それ以外の手段で入手しないよう、職員に対する教育を徹底している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	＜吹田市における措置＞ 特定個人情報の入手方法を定められたものに限定し、それ以外の手段で入手しないよう、職員に対する教育を徹底している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと各業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【固定資産税】 (プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの 接続 リスク3 リスクに対する措置 の内容	<吹田市における措置> 中間サーバーの仕様に基づき入手するため、入手した特定個人情報 情報の正確さはシステムで担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、 総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用 して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者 に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る 特定個人情報を入手することが担保されている。	<吹田市における措置> 中間サーバーの仕様に基づき入手するため、入手した特定個人情報 情報の正確さはシステムで担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総 務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用し て、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に 係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特 定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な変更にあたらない(記 載の整理)
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【固定資産税】 (プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの 接続 リスク4 リスクに対する措置 の内容	<吹田市における措置> ①権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。 ②外部からの不正アクセスがないか、アクセスログを定期的に確 認している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特 定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに 対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていな いシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一 定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除 することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減 している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の 職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操 作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、 不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して 特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を 行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組み になっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復 号されないものとなっている。	<吹田市における措置> ①権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。 ②外部からの不正アクセスがないか、アクセスログを定期的に確 認している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特 定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに 対応している(※)。 ②各業務システムからの接続に対し認証を行い、許可されてい ないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一 定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除 することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減 している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職 員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操 作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不 適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特 定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を 行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みに なっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号さ れないものとなっている。	事後	重要な変更にあたらない(記 載の整理)
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【固定資産税】 (プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの 接続 リスク4 リスクに対する措置 の内容(続き)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステム との間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク (総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失の リスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ご とに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏 えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サー バー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務 上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと各業務システム、情報提供ネットワークシステム との間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク (総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失の リスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ご とに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏 えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プ ラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個 人情報へはアクセスすることはできない。	事後	重要な変更にあたらない(記 載の整理)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【固定資産税】 (プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと各業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【固定資産税】 (プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<吹田市における措置> ①サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ②サーバー室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。 ③サーバー室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ④事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<吹田市における措置> ①サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ②サーバー室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。 ③サーバー室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ④事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【固定資産税】 (プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<吹田市における措置> ①不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ②ファイアウォール導入によりネットワークを通じて外部から侵入されないようにしている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<吹田市における措置> ①不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ②ファイアウォール導入によりネットワークを通じて外部から侵入されないようにしている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	重要な変更

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【固定資産税】 (プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容(続き)		<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【固定資産税】 (プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	①保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、固定資産税システムの処理にて消去する。 ②磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ③紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	①保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、固定資産税システムの処理にて消去する。 ②磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ③紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【軽自動車税】 (プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	①委託先による特定個人情報の取扱いは、通常、本市サーバー内の特定個人情報の操作がその範囲であるため、操作履歴(ログ)によりルール遵守状況を確認できる。 ②特別な事情により、情報(複製を含む。)の保管場所からの移動又は庁外への持出しが業務上必要となったときは、移動については管理責任者、持出しについては統括管理者の許可を得なければならない。 ③バックアップデータの遠隔地保管の場合、施錠した手提金庫の中へデータを記録した電子記録媒体を保管して提供する。その際、日付及び件数を記録し、委託元と委託先の双方が確認し押印する。	①委託先による特定個人情報の取扱いは、通常、本市サーバー内の特定個人情報の操作がその範囲であるため、操作履歴(ログ)によりルール遵守状況を確認できる。 ②特別な事情により、情報(複製を含む。)の保管場所からの移動又は庁外への持出しが業務上必要となったときは、移動については管理責任者、持出しについては統括管理者の許可を得なければならない。 ③委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況について、委託先からの報告や実地の調査等により確認する。	事前	重要な変更

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【軽自動車税】 (プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの 接続 リスク1 リスクに対する措置 の内容	<吹田市における措置> ①権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。 ②定められたルールに基づく入手を職員に周知・徹底している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<吹田市における措置> ①権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。 ②定められたルールに基づく入手を職員に周知・徹底している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更にあたらない(記載の整理)
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【軽自動車税】 (プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの 接続 リスク2 リスクに対する措置 の内容	<吹田市における措置> 特定個人情報の入手方法を定められたものに限定し、それ以外の手段で入手しないよう、職員に対する教育を徹底している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	<吹田市における措置> 特定個人情報の入手方法を定められたものに限定し、それ以外の手段で入手しないよう、職員に対する教育を徹底している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと各業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	重要な変更にあたらない(記載の整理)
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【軽自動車税】 (プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの 接続 リスク3 リスクに対する措置 の内容	<吹田市における措置> 中間サーバーの仕様に基づき入手するため、入手した特定個人情報の正確さはシステムで担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。	<吹田市における措置> 中間サーバーの仕様に基づき入手するため、入手した特定個人情報の正確さはシステムで担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。	事後	重要な変更にあたらない(記載の整理)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【軽自動車税】(プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	<吹田市における措置> ①権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。 ②外部からの不正アクセスがないか、アクセスログを定期的に確認している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	<吹田市における措置> ①権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。 ②外部からの不正アクセスがないか、アクセスログを定期的に確認している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②各業務システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【軽自動車税】(プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容(続き)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと各業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【軽自動車税】(プロセス) 6. 情報提供ネットワークとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバと各業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【軽自動車税】(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<吹田市における措置> ①サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ②サーバー室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。 ③サーバー室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ④事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<吹田市における措置> ①サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ②サーバー室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。 ③サーバー室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ④事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【軽自動車税】(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<吹田市における措置> ①不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ②ファイアウォール導入によりネットワークを通じて外部から侵入されないようにしている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<吹田市における措置> ①不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ②ファイアウォール導入によりネットワークを通じて外部から侵入されないようにしている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【軽自動車税】(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容(続き)		<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【軽自動車税】(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	①保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、軽自動車税システムの処理にて消去する。 ②磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ③紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	①保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、軽自動車税システムの処理にて消去する。 ②磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ③紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【収納】(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	①委託先による特定個人情報の取扱いは、通常、本市サーバー内の特定個人情報の操作がその範囲であるため、操作履歴(ログ)によりルール遵守状況を確認できる。 ②特別な事情により、情報(複製を含む。)の保管場所からの移動又は庁外への持出しが業務上必要となったときは、移動については管理責任者、持出しについては統括管理者の許可を得なければならない。 ③バックアップデータの遠隔地保管の場合、施錠した手提金庫の中へデータを記録した電子記録媒体を保管して提供する。その際、日付及び件数を記録し、委託元と委託先の双方が確認し押印する。	①委託先による特定個人情報の取扱いは、通常、本市サーバー内の特定個人情報の操作がその範囲であるため、操作履歴(ログ)によりルール遵守状況を確認できる。 ②特別な事情により、情報(複製を含む。)の保管場所からの移動又は庁外への持出しが業務上必要となったときは、移動については管理責任者、持出しについては統括管理者の許可を得なければならない。 ③委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況について、委託先からの報告や実地の調査等により確認する。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【収納】(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	①サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ②サーバー室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。 ③サーバー室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ④事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。	＜吹田市における措置＞ ①サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ②サーバー室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。 ③サーバー室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ④事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持てできないこととしている。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【収納】(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	①不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ②ファイアウォール導入によりネットワークを通じて外部から侵入されないようにしている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜吹田市における措置＞ ①不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ②ファイアウォール導入によりネットワークを通じて外部から侵入されないようにしている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	重要な変更

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【収納】(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容(続き)		<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」)(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【収納】(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	①保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、収納システムの処理にて消去する。 ②磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ③紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	①保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、収納システムの処理にて消去する。 ②磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ③紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【滞納】(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	①住登外システムからの連携による入手 → システムにより担保 ②他市町村からの照会文書による入手(紙) → 他市町村からの照会文書は一般的に滞納者の4情報であるため、滞納事務に関係のない情報は入手できない。 ③庁内連携による取得 → システムにより担保 ④その他(窓口対応、電話対応、窓口申請書など) → 滞納業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。 システム全体としては滞納整理事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。	①住登外システムからの連携による入手 → システムにより担保 ②他市町村からの照会文書による入手(紙) → 他市町村からの照会文書は一般的に滞納者の4情報(氏名、住所、性別、生年月日)であるため、滞納事務に関係のない情報は入手できない。 ③庁内連携による取得 → システムにより担保 ④その他(窓口対応、電話対応、窓口申請書など) → 滞納業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。 システム全体としては滞納整理事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【滞納】(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に開するルール内容及びルール遵守の確認方法	①委託先による特定個人情報の取扱いは、通常、本市サーバー内の特定個人情報の操作がその範囲であるため、操作履歴(ログ)によりルール遵守状況を確認できる。 ②特別な事情により、情報(複製を含む。)の保管場所からの移動又は庁外への持出しが業務上必要となったときは、移動については管理責任者、持出しについては統括管理者の許可を得なければならない。 ③バックアップデータの遠隔地保管の場合、施設した手提金庫の中へデータを記録した電子記録媒体を保管して提供する。その際、日付及び件数を記録し、委託元と委託先の双方が確認し押印する。	①委託先による特定個人情報の取扱いは、通常、本市サーバー内の特定個人情報の操作がその範囲であるため、操作履歴(ログ)によりルール遵守状況を確認できる。 ②特別な事情により、情報(複製を含む。)の保管場所からの移動又は庁外への持出しが業務上必要となったときは、移動については管理責任者、持出しについては統括管理者の許可を得なければならない。 ③委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況について、委託先からの報告や実地の調査等により確認する。	事前	重要な変更

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【滞納】(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	①サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ②サーバー室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。 ③サーバー室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ④事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。	＜吹田市における措置＞ ①サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ②サーバー室と保管室の出入口には機械による入退室を管理する設備を設置し、認証に必要なカードについては貸出簿を作成して管理する。 ③サーバー室と保管室の入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ④事務室内の端末は、ワイヤロックで施錠する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持て出さないこととしている。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【滞納】(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	①不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ②ファイアウォール導入によりネットワークを通じて外部から侵入されないようにしている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜吹田市における措置＞ ①不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ②ファイアウォール導入によりネットワークを通じて外部から侵入されないようにしている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【滞納】(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容(続き)		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策【滞納】(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	①保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、滞納システムの処理にて消去する。 ②磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ③紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	①保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、滞納システムの処理にて消去する。 ②磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ③紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<吹田市における措置> 年に1回、担当部署において自己点検を実施し、評価書記載事項と運用実態のチェックを行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	<吹田市における措置> 年に1回、担当部署において自己点検を実施し、評価書記載事項と運用実態のチェックを行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)
令和6年4月1日	IV その他のリスク対策 ②監査 具体的な内容	<吹田市における措置> 吹田市情報セキュリティ内部監査実施要領に基づき、以下の観点による内部監査を定期的の実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ①評価書記載事項と運用実態のチェック ②個人情報保護に関する規定、体制整備 ③個人情報保護に関する人的安全管理措置 ④職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ⑤個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<吹田市における措置> 吹田市情報セキュリティ内部監査実施要領に基づき、以下の観点による内部監査を定期的の実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ①評価書記載事項と運用実態のチェック ②個人情報保護に関する規定、体制整備 ③個人情報保護に関する人的安全管理措置 ④職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ⑤個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドおよびベンダクラウドにおける措置> ガバメントクラウドおよびベンダクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的ISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	IV その他のリスク対策 2. 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	<吹田市における措置> ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ②委託業者に対しては、契約内容の中に個人情報保護に関する研修の実施を義務付ける。 ③違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とする。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<吹田市における措置> ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ②委託業者に対しては、契約内容の中に個人情報保護に関する研修の実施を義務付ける。 ③違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とする。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事後	重要な変更に当たらない(記載の整理)
令和6年4月1日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 <ベンダクラウドにおける措置> クラウド提供事業者は本市のセキュリティポリシーに準拠する契約を行い、秘密保持契約を締結する。	事前	重要な変更
令和6年4月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	吹田市個人情報保護条例第14条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	指定様式による書面の提出により開示、訂正、利用停止請求を受け付ける。	事後	重要な変更に当たらない(請求方法の変更)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号、吹田市役所 税務部 税制課 電話:06-6384-1243	〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号、吹田市役所 税務部 市民税課 電話:06-6384-1248	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和1年8月1日	令和6年1月18日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和元年8月20日から令和元年9月19日	令和6年1月22日から令和6年2月21日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	意見提出なし。	選挙に関係する人に、課税の情報(①個人住民税事務②固定資産税事務③軽自動車税事務④収納事務⑤滞納整理事務の情報)を閲覧されるのではないかな。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	—	住民意見による評価書の修正はなし。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和元年 月 日	令和6年1月18日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	吹田市個人情報保護審議会による第三者点検を受けた。(※前回の内容)	吹田市個人情報保護審議会による第三者点検を受けた。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	個人情報の取扱いについて、以下の内容の答申があった。 当審議会は、地方税の賦課・徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の記載につき同意する。 特に、各特定個人情報ファイルの取扱いにおけるリスク対策については、管理方法・運用体制・技術的なセキュリティ対策等、システム構築前に想定可能な範囲で一定の水率に達していると認められるが、「吹田市における措置」として挙げられているリスク対策を確実にするため、さらなる職員への研修体制及び個人情報保護に対する意識向上に努め、安全な制度運用が行われるように留意されたい。 (※前回の内容)	個人情報の取扱いについて、以下の内容の答申があった。 本評価書は、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点に基づき点検した結果、同指針に定める実施手続等に適合した評価が実施されていると認められる。また、本評価書の内容は、同指針に定める特定個人情報の目的に照らし妥当なものと認められる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和6年4月1日	【添付資料2】 別紙3 移転先No.8 移転先	税制課、納税課、債権管理課	市民税課、納税課、債権管理課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	評価書名	地方税の賦課・徴収に関する事務 全項目評価書	個人住民税の賦課に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	吹田市は、地方税の賦課・徴収に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	吹田市は、個人住民税の賦課に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	地方税の賦課・徴収に関する事務	個人住民税の賦課に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【業務全体概要】 地方税法、市税条例等に従い以下の事務を行う。 ①個人住民税事務 ②固定資産税事務 ③軽自動車税事務 ④収納事務 ⑤滞納整理事務 ※事務の内容詳細は各事務毎の事務の内容(添付資料1)を参照。	【業務全体概要】 1 課税準備事務 (1) 個人基本状況の整理 住民基本台帳に記載されている情報及び住登外登録されている情報から賦課期日時点の現況の反映を行う。 (2) 住民税申告書提出依頼の発送 申告が必要な者に対し住民税申告書の提出依頼を発送する。 2 課税資料受付事務 (1) 給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) (2) 住民税申告書の受付及び確定申告書、法定資料の受付(紙、国税連携電子データ) (3) 公的年金等支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) (4) 他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。 3 当初賦課事務 課税資料として受付けた個人ごとの課税資料から賦課内容を決定し、税額の計算及び徴収区分等の決定を行い、納税通知書を作成し、発送する。 4 賦課更正事務 当初賦課後に、課税資料や調査により賦課内容を変更した場合、変更した内容を通ずる。	事後	重要な変更にあたらない(評価書に記載する特定個人情報ファイルの見直しに伴う記載の整理)
令和7年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(続き)		5 調査事務 (1) 扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査し、申告誤りがある場合には賦課内容の更正を行う。 (2) 税務署通知 調査により賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、市が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。 6 証明書交付事務 交付申請に基づき、課税所得証明書を交付する。 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に従い、以下の事務で取り扱う。 1 個人番号の取得 (1) 住登外システムから個人番号を取得する。 (2) 課税資料に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得し、住民基本台帳ネットワークCS端末より、個人番号を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 (3) 未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。	事後	重要な変更にあたらない(評価書に記載する特定個人情報ファイルの見直しに伴う記載の整理)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(続き)	—	2 個人番号の利用 (1)本人確認(真正性確認) 本人確認の際、個人住民税システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。 (2)個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) 課税資料に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。 (3)帳票への印字 申告書及び納税通知書等に個人番号を出力する。(当面は出力しない。) 3 特定個人情報の提供 個人番号を含むデータを団体内統合宛名システムへアップロードし、団体内統合宛名システムから中間サーバへ送信する。 4 特定個人情報の利用 (1)中間サーバを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。 (2)中間サーバを通じ障害者手帳等情報の照会等を行う。 (3)中間サーバを通じ他自治体の個人住民税納税義務者の所得情報の照会等を行う。 (4)中間サーバを通じ他自治体の個人住民税納税義務者の扶養関係情報の照会等を行う。	事後	重要な変更に当たらない(評価書に記載する特定個人情報ファイルの見直しに伴う記載の整理)
令和7年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容(続き)	—	<中間サーバ・団体統合宛名システムにおける事務の内容> 1 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(団体統合宛名システム、中間サーバ要件) 3 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバ要件)	事後	重要な変更に当たらない(評価書に記載する特定個人情報ファイルの見直しに伴う記載の整理)
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	個人住民税システム【対象事務:個人住民税事務】	個人住民税システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	【A. 課税準備事務向け機能】 A-1. 給報総括表作成機能 : 給与支払報告書総括表を作成する。 A-2. 新年度個人基本作成機能 : 宛名システムのデータより賦課期日時点のデータを抽出し、新年度の住民税の個人基本情報を作成する。 A-3. 住民税申告書作成機能 : 住民税申告書作成条件該当者に対し「住民税申告書」を作成する。 【B. 課税資料受付事務向け機能】 B-1. 資料登録機能 : 各種ハンデデータ及び電子媒体資料の内容のチェック・宛名番号の自動付設を行い、資料テーブルへ登録する。エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 【C. 賦課決定事務向け機能】 C-1. 資料併合機能 : 課税資料受付事務にて登録した各種課税資料を個人単位(宛名番号単位)に併合して課税根拠となる情報(併合結果資料)を作成する。併合時には個人番号を活用する。エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 C-2. 当初賦課データ作成機能 : 資料併合結果を基に住民税計算を行い、賦課データを作成する。計算エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 C-3. 当初特別徴収帳票作成機能 : 特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)・特別徴収納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 C-4. 当初普通徴収帳票作成機能 : 普通徴収納税通知書・納付書を作成する。また普通徴収分と併せて公的年金等特別徴収情報を納税通知書へ出力する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 C-5. 他システム用連携ファイル作成機能(当初用) : 当初分の他課システム用の連携ファイルを作成する。また中間サーバ向けの連携ファイルを作成する。(団体内統合宛名システム経由で連携)	【課税準備事務向け機能】 1 給報総括表作成機能 : 給与支払報告書総括表を作成する。 2 新年度個人基本作成機能 : 宛名システムのデータより賦課期日時点のデータを抽出し、新年度の住民税の個人基本情報を作成する。 3 住民税申告書作成機能 : 住民税申告書作成条件該当者に対し「住民税申告書」を作成する。 【賦課決定事務向け機能】 1 当初賦課データ作成機能 : 資料併合結果を基に住民税計算を行い、賦課データを作成する。計算エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 2 当初特別徴収帳票作成機能 : 特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)・特別徴収納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 3 当初普通徴収帳票作成機能 : 普通徴収納税通知書・納付書を作成する。また普通徴収分と併せて公的年金等特別徴収情報を納税通知書へ出力する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 4 他システム用連携ファイル作成機能(当初用) : 当初分の他課システム用の連携ファイルを作成する。また中間サーバ向けの連携ファイルを作成する。(団体内統合宛名システム経由で連携)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム1 ②システムの機能(続き)	【D. 賦課更正事務向け機能】 D-1. 異動特別徴収機票作成機能：異動分を対象に特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用、納税義務者用)及び、各対象者・特別徴収納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 D-2. 異動普通徴収機票作成機能：異動分を対象に普通徴収納税変更通知書・普通徴収納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 D-3. 他システム用連携ファイル作成機能(異動分)：異動分その他課システム用の連携ファイルを作成する。また中間サーバ向けの連携ファイルを作成する。(団体内統合宛名システム経由で連携) 【E. 調査事務向け機能】 E-1. 資料連絡箋作成機能：資料更正・賦課更正時に控除否認等で、資料連絡箋作成対象とした者の資料連絡箋(317条通知)及び、対象者一覧を作成する。また電子データとして扶養は正データ及び申告漏れ対象者データを作成する。 E-2. 住登外課税通知作成機能：住登外課税者を対象に、住登外課税通知(294条3項通知)及び、対象者一覧を作成する。 E-3. 市外扶養調査機能：扶養関連情報が未特定の対象者について、扶養親族確認書を作成する。調査の結果、未特定の被扶養者情報が判明した対象者について、中間サーバによる被扶養者の所得照会や被扶養者所得照会書(他市区町村回答用)を作成する。	【賦課更正事務向け機能】 1 異動特別徴収機票作成機能：異動分を対象に特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用、納税義務者用)及び、各対象者・特別徴収納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 2 異動普通徴収機票作成機能：異動分を対象に普通徴収納税変更通知書・普通徴収納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。 3 他システム用連携ファイル作成機能(異動分)：異動分その他課システム用の連携ファイルを作成する。また中間サーバ向けの連携ファイルを作成する。(団体内統合宛名システム経由で連携) 【調査事務向け機能】 1 資料連絡箋作成機能：資料更正・賦課更正時に控除否認等で、資料連絡箋作成対象とした者の資料連絡箋(317条通知)及び、対象者一覧を作成する。また電子データとして扶養は正データ及び申告漏れ対象者データを作成する。 2 住登外課税通知作成機能：住登外課税者を対象に、住登外課税通知(294条3項通知)及び、対象者一覧を作成する。 3 市外扶養調査機能：扶養関連情報が未特定の対象者について、扶養親族確認書を作成する。調査の結果、未特定の被扶養者情報が判明した対象者について、中間サーバによる被扶養者の所得照会や被扶養者所得照会書(他市区町村回答用)を作成する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム1 ②システムの機能(続き)	【F. オンライン機能】 F-1. 個人基本照会・登録・変更機能：賦課期日時点の宛名を基本とした個人情報の照会・登録・変更を行う。該当個人に係る扶養情報の管理を行う。 F-2. 資料照会・登録・変更機能：申告資料情報の照会・登録・変更を行う。番号番号未設分の資料データに対し宛名番号設定を行う。資料併合結果を照会する。該当個人に係る扶養関連の設定を行う。 F-3. 賦課照会・登録・変更機能：賦課情報の照会・登録・変更を行う。該当個人に係る扶養関連の設定を行う。 F-4. 事業所照会・登録・変更機能：事業所の基本情報の照会・登録・変更を行う。事業所の課税情報の照会を行う。 F-5. 帳票発行機能：証明書・所得等回答書・事業所/家屋敷課税照会書・住登外課税通知書(294条3通知)・納税通知書・普通徴収納入書・税額通知書・減免決定通知書・相続人代表者指定通知書・扶養親族(控除)確認書(個人宛)、扶養親族(控除)確認書(会社宛)、被扶養者所得照会書(他市区町村回答用)の発行、再発行を行う。 【G. 運用管理機能】 G-1. 管理外データ削除機能：年度別に管理しているデータに対し、管理年度外とするデータ削除処理を行う。削除対象データは外部保管用ファイルへ出力する。 G-2. EUCデータ作成機能：EUC向けデータを作成する。 【H. その他機能】 H-1. 住民税課税支援システム連携：住民税課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、住民税課税支援システムから連携ファイルを受取り、データを更新する。	【オンライン機能】 1 個人基本照会・登録・変更機能：賦課期日時点の宛名を基本とした個人情報の照会・登録・変更を行う。該当個人に係る扶養情報の管理を行う。 2 資料照会機能：資料情報の照会を行う。資料併合結果を照会する。 3 賦課照会・登録・変更機能：課税情報の照会・登録・変更を行う。該当個人に係る扶養関連の設定を行う。 4 事業所照会・登録・変更機能：事業所の基本情報の照会・登録・変更を行う。事業所の課税情報の照会を行う。 5 帳票発行機能：証明書・所得等回答書・事業所/家屋敷課税照会書・住登外課税通知書(294条3通知)・納税通知書・普通徴収納入書・税額通知書・減免決定通知書・相続人代表者指定通知書・扶養親族(控除)確認書(個人宛)、扶養親族(控除)確認書(会社宛)、被扶養者所得照会書(他市区町村回答用)の発行、再発行を行う。 【運用管理機能】 1 管理外データ削除機能：年度別に管理しているデータに対し、管理年度外とするデータ削除処理を行う。削除対象データは外部保管用ファイルへ出力する。 2 EUCデータ作成機能：EUC向けデータを作成する。 【その他機能】 住民税課税支援システム連携：住民税課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、住民税課税支援システムから連携ファイルを受け取り、データを更新する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム2 システム2	①システムの名称 固定資産税システム【対象業務：固定資産税事務】 ②システムの機能 【A. 土地】 A-1. 土地登記異動機能：土地登記情報の表示、更新を行う。土地権利情報の表示、更新を行う。土地分合筆処理を行う。 A-2. 土地現況異動機能：土地現況情報の表示、更新を行う。土地面地情報の表示、更新を行う。 ～(中略)～ 【E. その他】 E-1. 共有者異動機能：翌年用に固定資産税共有者最新データ管理し、最新データの表示、更新を行う。 E-2. 共有者運用管理機能：共有者EUCデータを作成する。 E-3. 証明書出力機能：オンライン処理にて固定資産税の各種証明書を出力する。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク [O]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [O]税務システム [O]その他(固定資産税評価支援システム、家屋評価システム、課税職人エキスパート9)	①システムの名称 宛名システム ②システムの機能 1 宛名照会機能 納税義務者、被扶養者の宛名情報(住民、住登外者)、共有者、事業所情報の照会機能。個人番号の照会はこの機能にて行う。 2 送付先、特宛人の照会・登録・更新機能 送付物の送付先、納税管理人、相続人・清算人等の特宛人について、照会・登録・更新を行う機能。 3 口座情報の照会・登録・更新機能 口座振替の金融機関、口座番号などを参照・登録・更新する機能。 4 金融機関の照会・登録・更新機能 金融機関の照会・登録・更新を行う機能。 5 証明発行機能 各種権利証明書を出力する機能。 6 利用者ID対応づけ機能 電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の対応づけを行う機能。 7 他業務向け宛名情報ファイル作成 個人住民税などの業務のバッチ処理で、納税通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する機能。バッチ帳票への個人番号出力はこのファイルを使う。 8 申告書記載番号取込み・チェック機能 申告書に記載された個人番号について、宛名システムに未登録の場合は登録する。登録済みの場合は、真正性確認のチェックを行う。 9 宛名情報連携機能 住登外システムより宛名情報を連携する機能。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [O]税務システム [O]その他(住登外システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3	①システムの名称 軽自動車税システム【対象事務：軽自動車税事務】 ②システムの機能 【A. 車両異動】 A-1. 新規登録機能：軽自動車税申告書の内容をもとに義務者情報、標識情報、車両情報などの入力を行い、車両の新規登録を行う。 A-2. 番号変更機能：変更後標識情報、変更情報の入力を行い、車両の番号変更を行う。 ～(中略)～ 【E. その他】 E-1. 管理外データ削除機能：廃車処理後、一定期間経過した車両データと当該車両とリンクする保留減免データ、特記データの削除を行う。 E-2. EUC用ファイル作成機能：車両テーブル、賦課テーブル、保留減免テーブルより、EUC用ファイルを作成する。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク [O]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [O]税務システム [O]その他(ズバット課税状況)	①システムの名称 ズバット課税状況(課税状況録 for MICJET) ②システムの機能 1 総務省電子調査表連携機能 総務省配布の電子調査表(エクセルファイル)へ連携する。 2 端数処理確認機能 端数処理前と端数処理後の2種類を画面表示し、端数処理の比較確認を行う。 3 CSVファイル出力機能 端数処理前と端数処理後の内容でCSVファイルを出力する。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O]税務システム []その他	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	①システムの名称 収納システム【対象事務:収納事務】 ②システムの機能 【A. 調定管理】 A-1. 当初調定取込機能:個人税住民税・固定資産税・軽自動車税システムから、当初課税調定を取り込む。 A-2. 調定異動取込機能:税額異動データを取り込む。 A-3. 滞納繰越機能:未収金の滞納繰越処理を行う。 ～(中略)～ 【I. その他】 I-1. 管理外データ削除機能:保有年数を超えるデータについてマスタの削除を行う。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク [O]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O]税務システム []その他	①システムの名称 地方税ポータルシステム(eLTAX) ②システムの機能 1 申告データの審査と管理 2 申請・届出データの審査と管理 3 申告データの連携 4 特別徴収税額通知データの連携 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	①システムの名称 滞納整理システム【対象事務:滞納事務】 ②システムの機能 1. 基本情報照会機能:滞納者の基本情報、折衝記録を照会する。 2. 賦課情報照会機能:滞納者の賦課情報を照会する。 ～(中略)～ 23. 情報連携機能:納付書発行情報、処分情報等を他システムに連携する。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク [O]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [O]税務システム [O]その他(固定資産評価支援システム、家屋評価システム、課税職人エキスパート9)	①システムの名称 国税連携システム ②システムの機能 1 国税連携データ送受信機能 国税庁から送信される確定申告書等に係るデータ、法定調査データを受信する。また、扶養は正情報等データを国税庁へ送信する。 2 データ管理等機能 各地方公共団体は、受信サーバのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	①システムの名称 宛名システム【対象事務:全事務】 ②システムの機能 ①宛名照会機能 納税義務者、扶養者の宛名情報(住民、住登外者)、共有者、事業所情報の照会機能。個人番号の照会はこの機能にて行う。 ②送付先、特宛人の照会・登録・更新機能 送付物の送付先、納税管理人・相続人・清算人等の特宛人について、照会・登録・更新を行う機能。 ～(中略)～ ⑨宛名情報連携機能 住登外システムより宛名情報を連携する機能。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [O]税務システム [O]その他(住登外システム)	①システムの名称 住民税課税支援システム ②システムの機能 1 給与支払報告書、年金支払報告書エントリ機能:給与支払報告書、年金支払報告書のデータ取り込みと課税用番号の付番を行うほか、給与支払報告書に記載されている内容の単票換算や、他市回送処理を行う。 2 申告受付機能:確定申告、住民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷を行う。 3 申告受付後チェック:登録された各課税資料のチェックを行う。 4 イメージ管理機能:ドキュメントスキャナで読み取りを行った課税資料や、国税連携システム等により取り込んだデータより作成した疑似イメージ(給与支払報告書、年金支払報告書、申告書)を管理する。 5 国税連携機能:KSKデータ及びe-Taxデータを取り込み、名寄せ及び各種チェックを行った上で合算処理用データを作成する。 6 合算機能:各資料データの合算を行い、当初課税用データを作成する。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O]税務システム []その他	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7	①システムの名称 ズバツと課税状況(課税状況調 for MICJET)【対象事務:個人住民税事務、軽自動車税事務】 ②システムの機能 ①総務省電子調査表連携機能 総務省配布の電子調査表(エクセルファイル)へ連携する。 ②端数処理確認機能 端数処理前と端数処理後の2種類を画面表示し、端数処理の比較確認を行う。 ③CSVファイル出力機能 端数処理前と端数処理後の内容でCSVファイルを出力する。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O]税務システム []その他	①システムの名称 共通基盤システム(庁内連携システム) ②システムの機能 1 認証・ポータル機能 業務システムを起動するためのポータル画面を提供し、認証成否や業務システム起動のログ管理を行う。 2 システム間連携・変換機能 業務システム間でのデータ連携基盤として、データ授受機能、文字コード・業務コード等の変換機能を提供する。 3 統合データベース・共通データ管理機能 各業務システムが管理するデータを統合し、副本として管理する。 4 統合運用管理機能 統合運用管理機能として、システム監視、通報、ジョブ管理、バックアップの機能を提供する。 5 外字管理機能 外字の一元管理及び、配信を行う。 6 共通印刷機能 業務システムが出力する帳票(印刷ジョブ)を集中管理し、再印刷及び印刷履歴ログを管理する。 7 証明発行機能 障害発生時など各業務システムが使用できない場合に、証明発行業務を継続する環境を提供する。 8 ファイル共有機能 利用者間のデータのやり取りを行う上でのデータ保管場所(共有フォルダ)を提供し、アクセス管理を行う。 9 統合ハードウェア 仮想化技術を用いたハードウェア統合により、複数のシステムでハードウェアを共有する。 10 クライアント管理 PC及び仮想化デスクトップの管理を行う。 11 セキュリティ管理機能 ウイルス対策機能、バツク適用機能を提供する。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O]税務システム []その他	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8	①システムの名称 地方税ポータルシステム(eLTAX)【対象事務:個人住民税事務、固定資産税事務】 ②システムの機能 ①申告データの審査と管理 ②申請・届出データの審査と管理 ③申告データの連携 ④特別徴収税額通知データの連携 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他	①システムの名称 中間サーバ ②システムの機能 1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 システム接続機能 中間サーバと税務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8(続き)	-	10 システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 ③他システムとの連携 [○]情報提供ネットワーク [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 []税務システム []その他	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9	①システムの名称 国税連携システム【対象事務:個人住民税事務】 ②システムの機能 ①国税連携データ送受信機能 国税庁から送信される確定申告書等に係るデータ、法定調書データを受信する。また、扶養は正情報等データを国税庁へ送信する。 ②データ管理等機能 各地方公共団体は、受信サーバのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他	①システムの名称 団体内統合宛名システム ②システムの機能 1 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。団体内統合宛名番号と住民記録システム等各業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 2 宛名情報管理機能 氏名・住所などの4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 3 中間サーバ連携機能 中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(住登外システム、中間サーバ)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10	①システムの名称 住民税課税支援システム【対象事務:個人住民税事務】 ②システムの機能 ①給与支払報告書、年金支払報告書エントリ機能:給与支払報告書、年金支払報告書のデータ取り込みと課税用番号の付番を行うほか、給与支払報告書に記載されている内容の単票換算や、他市回送処理を行う。 ②申告受付機能:確定申告、住民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷を行う。 ③申告受付後チェック、合算機能:登録された各課税資料のチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、当初課税用データを作成する。 ④イメージ管理機能:ドキュメントスキャナで読み取りを行った課税資料や、国税連携等により取り込んだデータより作成した疑似イメージ(給与支払報告書、年金支払報告書、申告書)を管理する。 ⑤国税連携機能:KSKデータ及びe-Taxデータを取り込み、名寄せ及び各種チェックを行った上で合算処理用データを作成する。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム []その他	①システムの名称 住登外システム ②システムの機能 1 宛名照会機能 納税義務者、被扶養者の宛名情報(住民、住登外者)、事業所情報の照会機能。個人番号の照会はこの機能にて行う。 2 住登外者の登録・更新機能 住登外者の宛名情報を登録・更新する機能。住登外者の個人番号の登録・更新はこの機能にて行う。 3 法人の登録・更新機能 法人事業所の名称・所在地等基本的な情報の登録・更新機能 4 関連宛名設定機能 宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入)について、同一人であることを(関連があること)の設定を行う機能。 5 住記連携機能 住民記録システムの異動データを住登外システムへ連携する機能。住民の個人番号はこの機能で取得する。 6 同一人チェック機能 氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。 7 宛名情報連携機能 団体内統合宛名システムへ個人番号付きの宛名情報を送信する機能。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム []その他	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11	①システムの名称 固定資産評価支援システム【対象業務:固定資産税事務】 ②システムの機能 ①地図情報管理機能 ②固定資産情報管理機能 ③土地評価検証機能 ④固定資産情報のデータファイリング機能 ⑤他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム []その他	①システムの名称 住民基本台帳ネットワークシステム ②システムの機能 1 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 地方公共団体情報システム機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12	①システムの名称 家屋評価システム【対象業務:固定資産税事務】 ②システムの機能 ①作図機能 ②家屋評価計算機能 ③異動情報・評価数計算データ出力機能 ④家屋評価データ作成(税務システム連携用データ) ⑤他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム []その他	①システムの名称 証明書交付システム ②システムの機能 1 システム連携機能 税務システムから証明書情報を連携する機能 2 コンビニ交付機能 地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターからの要求に回答して、各種証明書のPDFデータを作成し、機構の証明書交付センターに送付する機能 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(証明書交付センター)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13	①システムの名称 共通基盤システム(庁内連携システム)【対象事務:全業務】 ②システムの機能 ①給与支払報告書、年金支払報告書エントリ機能:給与支払報告書、年金支払報告書のデータ取り込みと課税用番号の付番を行うほか、給与支払報告書に記載されている内容の単票検算や、他市回送処理を行う。 ②申告受付機能:確定申告、住民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷を行う。 ③申告受付後チェック、合算機能:登録された各課税資料のチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、当初課税用データを作成する。 ④イメージ管理機能:ドキュメントスキャナで読み取りを行った課税資料や、国税連携等により取り込んだデータより作成した疑似イメージ(給与支払報告書、年金支払報告書、申告書)を管理する。 ⑤国税連携機能:KSKデータ及びe-Taxデータを取り込み、名寄せ及び各種チェックを行った上で合算処理用データを作成する。 ⑥他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム []その他	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14	①システムの名称 中間サーバ[対象事務:個人住民税事務、固定資産税事務、軽自動車税事務] ②システムの機能 ①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④システム接続機能 中間サーバと税務システム、団体内統合宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14(続き)	⑩システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 ③他システムとの連携 [○]情報提供ネットワーク [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 []税務システム []その他	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15	①システムの名称 団体内統合宛名システム【対象事務:個人住民税事務、固定資産税事務、軽自動車税事務】 ②システムの機能 ①団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。団体内統合宛名番号と住民記録システム等各業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 ②宛名情報管理機能 氏名・住所などの4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 ③中間サーバ連携機能 中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(住登外システム、中間サーバ)	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム16	①システムの名称 住登外システム【対象事務:全事務】 ②システムの機能 ①宛名照会機能 納税義務者、扶養者の宛名情報(住民、住登外者)、事業所情報の照会機能。個人番号の照会はこの機能にて行う。 ②住登外者の登録・更新機能 住登外者の宛名情報を登録・更新する機能。住登外者の個人番号の登録・更新はこの機能にて行う。 ③法人の登録・更新機能 法人事業所の名称・所在地等基本的な情報の登録・更新機能 ④関連宛名設定機能 宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入)について、同一人であること(関連があること)の設定を行う機能。 ⑤住記連携機能 住民記録システムの異動データを住登外システムへ連携する機能。住民の個人番号はこの機能で取得する。 ⑥同一人チェック機能 氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。 ⑦宛名情報連携機能 団体内統合宛名システムへ個人番号付きの宛名情報を送信する機能。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム []その他	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム17	①システムの名称 住民基本台帳ネットワークシステム【対象事務:全事務】 ②システムの機能 ①本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ②機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム18	①システムの名称 証明書交付システム ②システムの機能 1 システム連携機能 税務システムから証明書情報を連携する機能 2 コンビニ交付機能 地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターからの要求に応じて、各種証明書のPDFデータを作成し、機構の証明書交付センターに送付する機能 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(証明書交付センター)	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム19	①システムの名称 課税職人エキスパート9 ②システムの機能 ①土地・家屋登記異動データ管理機能 ②税務システム連携用登記異動データ作成機能 ③他システムとの連携 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム []その他	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	①個人住民税特定個人情報ファイル ②固定資産税特定個人情報ファイル ③軽自動車税特定個人情報ファイル ④収納特定個人情報ファイル ⑤滞納整理特定個人情報ファイル	個人住民税特定個人情報ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	①個人住民税特定個人情報ファイル ・番号制度に関する税制上の措置として、課税資料等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられたところである。このため、個人番号付きの課税資料等の税務関係書類を受け付けることとなり、受け付けた課税資料は個人住民税システムで管理され、賦課データを作成する。したがって個人住民税システムにて特定個人情報ファイルを保有することとなる。 ・事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。 ・賦課データについては、中間サーバへアップし、情報提供ネットワークシステムを介して他市町村、他機関にて利用される。 ②固定資産税特定個人情報ファイル ・番号制度に関する税制上の措置として、償却資産申告書に個人番号の記載を求める措置が講じられたところである。このため、個人番号付きの償却資産申告書を受け付けることとなり、受け付けた償却資産申告書は固定資産税システムで管理され、賦課データを作成する。したがって固定資産税システムにて特定個人情報ファイルを保有することとなる。 ・事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。 ③軽自動車税特定個人情報ファイル ・番号制度に関する税制上の措置として、軽自動車税申告書に個人番号の記載を求める措置が講じられたところである(当面記載しない)。このため、個人番号付きの軽自動車税申告書を受け付けることとなり、受け付けた軽自動車税申告書は軽自動車税システムで管理され、賦課データを作成する。したがって軽自動車税システムにて特定個人情報ファイルを保有することとなる。 ・地方税法、その他地方税に関する法律に基づき、住民に対して公正・公平な徴収をするため。 ・事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。	・番号制度に関する税制上の措置として、課税資料等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられたところであり、このため、個人番号付きの課税資料を受け付けることとなり、受け付けた課税資料は個人住民税システムで管理され、賦課データを作成する。従って個人住民税システムにて特定個人情報ファイルを保有することとなる。 ・事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性(続き)	④収納特定個人情報ファイル ・地方税法、その他地方税に関する法律に基づき、住民に対して公正・公平な徴収をするため。 ・個人を正確かつ迅速に特定し、収納業務を効率的に行うため。 ・事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。 ⑤滞納整理特定個人情報ファイル ・地方税法、その他地方税に関する法律に基づき、住民に対して公正・公平な徴収をするため。 ・個人を正確かつ迅速に特定し、滞納業務を効率的に行うため。 ・事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。	-	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない(評価書に記載する特定個人情報ファイルの見直しに伴う記載の整理)
令和7年3月31日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務 ＜番号法別表第1＞ 上覧 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収 又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・第19条第9号 ②番号法施行令(平成26年政令第155号) 第22条 ③番号法施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号) 第19条 ④番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条 ⑤行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第26号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、個人住民税の賦課等に関する事務において個人番号を利用する。	1 番号法第9条第1項 別表24の項に規定された事務 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条 以上の法令上の根拠より、個人住民税の賦課等に関する事務において個人番号を利用する。	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)
令和7年3月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	＜別表第2における情報提供の根拠＞ ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) ・第19条(特定個人情報の提供の制限) 第8号: (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項): 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、3、1、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、5、9、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ②番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(以下、「別表第二省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号) ＜別表第2における情報照会の根拠＞ ①番号法第19条第8号 ②番号法別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの: 27の項 ③主務省令 ・別表第二省令第20条	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項: 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、9、0、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの: 48の項	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)
令和7年3月31日	(別添1)	地方税の賦課・徴収に関する各事務の内容	(個人住民税業務以外の内容について削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)	事後	重要な変更にあたらない(表記の修正)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 3. 特定個人情報への入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・給与支払報告書(地方税法第317条の6)、公的年金等支払報告書(地方税法第317条の6第4項)、住民税申告書(地方税法第294条)については提出先は市町村であり、今後、地方税法施行規則等で様式に個人番号が追記される旨が明記されると思われる。申告時期については上記地方税法の条文にて明記されている。 ※2014年9月30日時点では、妥当性の根拠は総務省導入ガイドライン、総務省事務連絡「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」となる。 ・確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出されるが、国税通則法第124条により確定申告書等の様式に個人番号を追加する旨が明記されている。なお、確定申告については国税連携がなされており、市町村においてeTAXより入手が可能である。(番号法第19条第9号) 【庁内連携により入手】 ・番号法第14条、14条第2項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができることとされている。このため個人住民税事務において必要な時期に情報を入手するものである。 【他機関より入手】 ・地方税法第321条の7の3において、年金保険者による市町村に対する通知に「その他総務省で定める事項」が追加される旨が記載されており、個人番号が追加される見込みである。時期についても同上の条文により明記されている。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・番号法第14条第2項において明記されている。ただし入手は調査が必要になった場合に限る。 【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第8号において明記されている。調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書については、地方税法で提出先、提出時期が規定されている。また、地方税法施行規則で様式が規定されている。 ・確定申告書については、国税通則法で個人番号を記載することが規定されている。また、番号法の規定により市町村において国税連携システムより入手が可能である。 【庁内連携により入手】 ・番号法で他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができると規定されているため、必要な時期に情報を入手している。 【他機関より入手】 ・年金保険者による市町村に対する通知において地方税法で提出先、提出時期が規定されている。また、地方税法施行規則で個人番号を通知することが規定されている。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・番号法において規定されている。ただし入手は調査が必要になった場合に限る。 【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法において規定されている。調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第27号)」により、以下に示す関係法律の一部改正が実施される。この改正により税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されている。 ・地方税法第321条の7の3(年金保険者による市町村に対する通知) ・国税通則法第124条(提出書類の氏名、住所及び番号の記載等) ・所得税法第10条、第57条、第194条、第195条、第198条、第203条の5、第224条 【庁内連携により入手】 番号法第14条において、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができることから、吹田市住民の個人番号について、住民記録システムより入手可能である。 【他機関より入手】 地方税法第321条の7の3において明示されている。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求めることができる旨が規定され、市町村が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手することが明示されている。 【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第8号において明示されている。	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・地方税法第317条の2(総務省令で定める)、第317条の6第1項及び第4項(総務省令で定める)、国税通則法第124条(提出書類の氏名、住所及び番号の記載等)において規定されている。 【庁内連携により入手】 ・番号法第14条第1項において他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる旨が規定されている。 【他機関より入手】 ・地方税法第321条の7の3(総務省令で定める)において規定されている。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し住民基本台帳法第30条の7第4項に規定する機構保存確認情報の提供を求めることができる旨が規定されている。 【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第8号及び第9号において規定されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)	事後	重要な変更にあたらない(表記の修正)
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)	事後	重要な変更にあたらない(表記の修正)
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)	事後	重要な変更にあたらない(表記の修正)
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	MICJET税務情報(税務システムパッケージ)のアプリケーション保守、証明書交付システムの保守	税務システム(個人住民税システム含む)の保守、証明書交付システムの保守	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。	税務システムに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問合せ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)	事後	重要な変更にあたらない(表記の修正)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑨再委託事項	MICJET税務情報(税務システムパッケージ)のアプリケーション保守	税務システム(個人住民税システム含む)のアプリケーション保守	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転先の有無	提供を行っている 57件 移転を行っている 30件	提供を行っている 77件 移転を行っている 64件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	「番号法第19条第8号別表第二に定める事務」一覧表の「提供先」欄に掲げる者	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第19条第8号 別表第二(添付資料2参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	吹田市教育委員会	吹田市教育委員会 学校教育部 学務課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第10号 吹田市個人番号の利用等に関する条例(添付資料2参照)	番号法第19条第11号 吹田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	別紙2の「提供先における用途」欄に掲げる事務	学校教育法の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する事務(学校保健安全法の規定による医療に要する費用の援助に関する事務を含む。)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	—	給与特別徴収義務者 ①法令上の根拠 番号法第19条第1号 ②提供先における用途 給与特別徴収に関する事務 ③提供する情報 給与特別徴収税額等 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 給与特別徴収対象者 ⑥提供方法 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [O]紙 [O]その他(地方税ポータルシステム(eLTAX)) ⑦時期・頻度 当初課税時(5月)及び更正時(毎月2回)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	—	年金保険者 ①法令上の根拠 番号法第19条第1号 ②提供先における用途 年金特別徴収に関する事務 ③提供する情報 年金特別徴収税額等 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 年金特別徴収対象者 ⑥提供方法 〔〕情報提供ネットワークシステム 〔〕専用線 〔〕電子メール 〔〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔〕フラッシュメモリ 〔〕紙 〔○〕その他(地方税ポータルシステム(eLTAX)) ⑦時期・頻度 税額通知(7月)、停止通知(月1回)、変更通知(9月から12月の月1回)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5	—	国税庁長官 ①法令上の根拠 番号法第19条第10号 ②提供先における用途 所得税徴収のための調査 ③提供する情報 扶養控除正対象者、確定申告提出者の未申告の所得 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 所得税の納税義務のある納税義務者 ⑥提供方法 〔〕情報提供ネットワークシステム 〔〕専用線 〔〕電子メール 〔〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔〕フラッシュメモリ 〔○〕紙 〔○〕その他(地方税ポータルシステム(eLTAX)) ⑦時期・頻度 月1回	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6	—	市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第10号 ②提供先における用途 個人住民税の賦課 ③提供する情報 本市で賦課しない者に係る課税資料 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 本市で賦課しない者 ⑥提供方法 〔〕情報提供ネットワークシステム 〔〕専用線 〔〕電子メール 〔〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔〕フラッシュメモリ 〔○〕紙 〔○〕その他(地方税ポータルシステム(eLTAX)) ⑦時期・頻度 随時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	移転先一覧表の「移転先」欄に掲げる者	番号法別表に定める各事務の所管部署(別紙2参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項、第9条第2項 吹田市個人番号の利用等に関する条例(添付資料2参照)	番号法第9条第1項及び同法別表	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	別紙3の「移転先における用途」欄に掲げる事務	別紙2の「移転先における用途」欄に掲げる事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	—	吹田市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項に定める各事務の所管部署(別紙3参照) ①法令上の根拠 番号法第9条第2項 吹田市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項 吹田市個人番号の利用等に関する条例施行規則別表1 ②移転提供先における用途 別紙3の「移転先における用途」欄に掲げる事務 ③移転する情報 地方税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、被扶養者など) ⑥移転方法 〔○〕庁内連携システム 〔〕専用線 〔〕電子メール 〔〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)[]フラッシュメモリ 〔〕紙 〔〕その他 ⑦時期・頻度 地方税関係情報の決定・変更が発生した都度、随時	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅱ ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	地方税法第17条の5により、課税より7年間経過後までは保管が必要	地方税法第17条の5の規定により、法定納期限の翌日から起算して7年間経過後までは保管が必要	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	(別添2)ファイル記録項目	…364.旧免除前森林環境税額、365.旧森林環境税免除額、366.旧森林環境税額	…364.旧免除前森林環境税額、365.旧森林環境税免除額、366.旧森林環境税額、367.森林環境税非課税限度額、368.市定額減税額、369.市定額減税前所得割額、370.市所得割額移譲減税前、371.県定額減税額、372.県定額減税前所得割額	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入力しないよう、職員に対する教育を徹底する。 ①住登外システムからの連携による入手 → システムにより担保 ②課税資料からの入手(紙、電子データ) → 各税法に基づいて提出される課税資料は、納税者本人(本人の代理人としての税理士)が記載して提出するものであり、当該納税義務者の情報しか入手することができない。 ③住基CSの参照による取得 → 住基CSオンライン端末による取得 → 対象者以外の情報を入力しないよう職員に対する教育を徹底する。 → パッチ処理による一括取得 → システムにより担保 ④庁内連携による取得 → システムにより担保 ⑤その他(窓口対応、電話対応、窓口申請書など) → 対象者以外の情報を入力しないよう職員に対する教育を徹底する。 個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りにより 本人確認を行い、対象者であることを確認する。	特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入力しないよう、職員に対する教育を徹底する。 1 住登外システムからの連携による入手 → システムにより担保 2 課税資料からの入手(紙、電子データ) → 納税者本人が記載して提出するものであり、当該納税義務者の情報しか入手することができない。 3 住基CSの参照による取得 → 住基CSオンライン端末による取得 → 対象者以外の情報を入力しないよう職員に対する教育を徹底する。 → パッチ処理による一括取得 → システムにより担保 4 庁内連携による取得 → システムにより担保 5 その他(窓口対応、電話対応、窓口申請書など) → 対象者以外の情報を入力しないよう職員に対する教育を徹底する。 個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りにより 本人確認を行い、対象者であることを確認する。	事後	重要な変更にも当たらない(記載の整理)
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入力することを防止するための措置の内容	①住登外システムからの連携による入手 → システムにより担保 ②納税申告書からの入手(紙、電子データ) → 納税義務者等が各税法の規定に基づき、課税資料、申請・届出書等を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。 ③住基CSの参照による取得 → 住基CSオンライン端末による取得 → 住民税業務に必要な範囲で取得するよう、職員に対する教育を徹底する。 → パッチ処理による一括取得 → システムにより担保 ④庁内連携による取得 → システムにより担保 ⑤その他(窓口対応、電話対応、窓口申請書など) → 個人住民税業務に関係のない情報を入力しないよう、職員に対する教育を徹底する。 窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。 システム全体としては個人住民税の課税事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入力することを防止している。	1 住登外システムからの連携による入手 → システムにより担保 2 課税資料からの入手(紙、電子データ) → 納税義務者等が各税法の規定に基づき、課税資料、申請・届出書等を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。 3 住基CSの参照による取得 → 住基CSオンライン端末による取得 → 住民税業務に必要な範囲で取得するよう、職員に対する教育を徹底する。 → パッチ処理による一括取得 → システムにより担保 4 庁内連携による取得 → システムにより担保 5 その他(窓口対応、電話対応、窓口申請書など) → 個人住民税業務に関係のない情報を入力しないよう、職員に対する教育を徹底する。 窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。 システム全体としては個人住民税の課税事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入力することを防止している。	事後	重要な変更にも当たらない(記載の整理)
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入力しないよう、職員に対する教育を徹底することで、不適切な方法で入手が行われないようにする。 ①住登外システムからの連携による入手 → システムにより担保 ②納税申告書からの入手(紙、電子データ) → 納税義務者等が各税法の規定に基づき、個人番号付きの課税資料、申請・届出書を提出する際には、法令・通達において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税義務者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で納税申告書等を提出することとなる。 ③住基CSの参照による取得 → 住基CSオンライン端末による取得 → 住民税業務に必要な範囲で取得するよう、職員に対する教育を徹底する。 → パッチ処理による一括取得 → システムにより担保 ④庁内連携による取得 → システムにより担保 ⑤その他(窓口対応、電話対応、窓口申請書など) → 個人住民税業務に関係のない情報を入力しないよう、職員に対する教育を徹底する。 特定個人情報を入手する際は、利用目的を入手元に伝える。	特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入力しないよう、職員に対する教育を徹底することで、不適切な方法で入手が行われないようにする。 1 住登外システムからの連携による入手 → システムにより担保 2 課税資料からの入手(紙、電子データ) → 納税義務者等が各税法の規定に基づき、個人番号付きの課税資料、申請・届出書を提出する際には、法令・通達において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税義務者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で納税申告書等を提出することとなる。 3 住基CSの参照による取得 → 住基CSオンライン端末による取得 → 住民税業務に必要な範囲で取得するよう、職員に対する教育を徹底する。 → パッチ処理による一括取得 → システムにより担保 4 庁内連携による取得 → システムにより担保 5 その他(窓口対応、電話対応、窓口申請書など) → 個人住民税業務に関係のない情報を入力しないよう、職員に対する教育を徹底する。 特定個人情報を入手する際は、利用目的を入手元に伝える。	事後	重要な変更にも当たらない(記載の整理)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)リスク3: 入手した特定個人情報(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)が不正であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	①本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。 ②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。	1 本人から個人番号の提供を求める場合 個人番号カード又は通知カードと法令により定められた本人確認書類により確認する。 2 代理人から個人番号の提供を求める場合 本人からの委任状を確認するとともに、代理人の個人番号カード又は通知カードと法令により定められた本人確認書類により確認する。	事後	重要な変更にあたらない(記載の整理)
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)リスク3: 入手した特定個人情報(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)が不正であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	①本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。 ②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。 ③個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた本人確認書類の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村住基CSにおいて職員が本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。	1 本人から個人番号の提供を求める場合 個人番号カード又は通知カードと法令により定められた本人確認書類により真正性を確認する。 2 個人番号カード又は通知カードと法令により定められた本人確認書類の提示がない場合 住民基本台帳ネットワークシステムにより入手した個人番号の真正性を確認する。	事後	重要な変更にあたらない(記載の整理)
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)リスク3: 入手した特定個人情報(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)が不正であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	①各税法等に基づいて市町村に提出される課税資料、各種申請・届出については、提出されたものをそのまま原本として保管しており、疑義が生じた場合は突合せにより確認する。 ②入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ③職員に収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している ④入力作業員、審査作業員、決裁作業員を異なる担当者で行い入力ミスを軽減する	1 提出される課税資料、各種申請・届出については、提出されたものをそのまま原本として保管しており、疑義が生じた場合は調査する。 2 窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 3 収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している 4 入力作業員、審査作業員、決裁作業員を異なる担当者で行い入力ミスを軽減する	事後	重要な変更にあたらない(記載の整理)
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	①特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ②地方税法第22条および地方公務員法第34条第1項、第60条第2項による罰則が規定されている。 ③アクセス記録管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑制している。 ④個人住民税システムにおいては、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。	1 特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 2 地方税法第22条及び地方公務員法第60条第2号に秘密漏えいに関する罰則が規定されている。 3 アクセス記録管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑制している。 4 個人住民税システムにおいては、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。	事後	重要な変更にあたらない(記載の整理)
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報(不正に複製されるリスク) リスクに対する措置の内容	①特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ②地方税法第22条および地方公務員法第34条第1項、第60条第2項による罰則が規定されている。 ③クライアント端末にデータを保存することを不可能にしている。 ④システムの運用管理について権限を有する操作者によるバックアップデータ以外に特定個人情報保護ファイルの複製はできないよう権限を管理する。	1 特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 2 地方税法第22条及び地方公務員法第60条第2号に秘密漏えいに関する罰則が規定されている。 3 クライアント端末にデータを保存することを不可能にしている。 4 システムの運用管理について権限を有する操作者によるバックアップデータ以外に特定個人情報保護ファイルの複製はできないよう権限を管理する。	事後	重要な変更にあたらない(記載の整理)
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	【番号法第19条第1号に基づく提供】 対象: 納税通知書・プレ申告 郵送した日時(郵便局へ引き渡した日時)を記録する。 【番号法第19条第9号に基づく提供】 ＜市町村長から国税庁長官へ＞ 対象: 扶養は正情報 eLTAXへ送信した日時を記録する。 ＜市町村長から都道府県知事・他市町村長へ＞ 対象: 地方税法第294条第3項に基づく通知(294-3通知)、資料回送 郵送した日時(郵便局へ引き渡した日時)を記録する。 なお、上記記録については1年分保存する。 【移転】 ・共通基盤を介した庁内のデータ連携については、すべて送信記録のログを取得している。 (移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、収受面システムのタイムスタンプにより確認できる)	【番号法第19条第1号に基づく提供】 対象: 納税通知書 郵送した日時(郵便局へ引き渡した日時)を記録する。 【番号法第19条第10号に基づく提供】 ＜市町村長から国税庁長官へ＞ 対象: 扶養は正情報 eLTAXへ送信した日時を記録する。 ＜市町村長から都道府県知事・他市町村長へ＞ 対象: 地方税法第294条第3項に基づく通知(294-3通知)、資料回送 郵送した日時(郵便局へ引き渡した日時)を記録する。 なお、上記記録については1年分保存する。 【移転】 ・共通基盤を介した庁内のデータ連携については、すべて送信記録のログを取得している。 (移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、収受面システムのタイムスタンプにより確認できる)	事後	重要な変更にあたらない(記載の整理)
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【番号法第19条第1号に基づく提供】 納税通知書・プレ申告については定められた様式で郵送により提供し、その他の方法では提供しない。 【番号法第19条第9号に基づく提供】 ＜市町村長から国税庁長官へ＞ 扶養は正情報についてはeLTAXを経由して提供し、そのほかの方法では提供しない。 ＜市町村長から都道府県知事・他市町村長へ＞ 地方税法第294条第3項に基づく通知(294-3通知)、資料回送については、定められた様式で郵送により提供し、その他の方法では提供しない。 【移転】 移転については、庁内に閉じたネットワーク上にある共通基盤システム上でやりとりする。共通基盤上のデータのやりとりについては事前に申請するものとし、申請されたものしかやりとりできない方式とする。	【番号法第19条第1号に基づく提供】 納税通知書については定められた様式で郵送により提供し、その他の方法では提供しない。 【番号法第19条第10号に基づく提供】 ＜市町村長から国税庁長官へ＞ 扶養は正情報については国税連携システムを経由して提供し、そのほかの方法では提供しない。 ＜市町村長から都道府県知事・他市町村長へ＞ 地方税法第294条第3項に基づく通知(294-3通知)、資料回送については、定められた様式で郵送により提供し、その他の方法では提供しない。 【移転】 移転については、庁内に閉じたネットワーク上にある共通基盤システム上でやりとりする。共通基盤上のデータのやりとりについては事前に申請するものとし、申請されたものしかやりとりできない方式とする。	事後	重要な変更にあたらない(記載の整理)

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 正しい情報を提供・移転するため、個人住民税システムで論理チェック等を実施し、システムの担保するとともに、適正に事務運用を行う。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・納税通知書・プレ申告の提供については、従来通り、送付前に納税義務者、送付先の確認を徹底する。 ・扶養是正情報の提供については、eLTAXへの送信を確実に行う。 ・294-3通知、資料送付については、従来どおり、送付先の他市町村の確認を徹底する。 ・移転については、移転先と共通基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 正しい情報を提供・移転するため、個人住民税システムで論理チェック等を実施し、システムの担保するとともに、適正に事務運用を行う。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・納税通知書の提供については、従来どおり、送付前に納税義務者、送付先の確認を徹底する。 ・扶養是正情報の提供については、国税連携システムへの送信を確実に行う。 ・294-3通知、資料送付については、従来どおり、送付先の他市町村の確認を徹底する。 ・移転については、移転先と共通基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。	事後	重要な変更にあたらない(記載の整理)
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く)におけるその他のリスク及びリスクに対する措置	—	特定個人情報をUSBメモリ等の媒体を用いて移転する場合、データ暗号化の措置をしたうえで行う。	事後	重要な変更にあたらない(従来から実施済の特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜吹田市における措置＞ ①権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。 ②定められたルールに基づく入手を職員に周知・徹底している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報連携を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	＜吹田市における措置＞ 1 権限を持った職員が管理責任者の承認を得た上で実施する。 2 定められたルールに基づく入手を職員に周知・徹底している。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報連携を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一元化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更にあたらない(記載の修正)
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	—	発生あり	事後	重要な変更にあたらない(重大事故の発生に伴う変更)
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	—	令和6年(2024年)12月、放課後児童クラブの職員が、クラブ在籍児童2名の要配慮個人情報が含まれる資料を自宅に持ち帰り、後日、出勤途上に当該資料を紛失した。資料はその数時間後に紛失したと推測される駐輪場で発見されたが、個人情報漏えいのおそれは残る。 同日中に当該職員への聞き取り調査を実施し、翌日には対象児童の保護者に謝罪及び状況説明を行った。二次被害等の報告や相談は受けていない。	事後	重要な変更にあたらない(重大事故の発生に伴う変更)
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	—	本件発生前に作成していた個人情報取扱マニュアルにおいて、個人情報を記載した文書は原則持ち出さないことを規定しており、当該職員も持ち出し禁止の認識は持っていたが、業務多忙を理由に持ち帰ってしまった。本件を受け、放課後児童クラブの全職員に対して、個人情報が漏えいすれば、本人及びその保護者に多大な損害を与え、引いては本市職員の信頼を失うことにつながるなど、個人情報を取り扱うことの重大性を再認識させるとともに、改めてルールの遵守を厳命した。 また、年4回開催している全クラブ職員が集まる場において、毎回、個人情報取扱の研修を実施することとした。	事後	重要な変更にあたらない(重大事故の発生に伴う変更)
令和7年3月31日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	地方税の賦課・徴収に関する事務(個人情報取扱事務開始届出書)	個人住民税ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 税務部 市民税課 電話:06-6384-1243	〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 税務部 市民税課 電話:050-1721-2523	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	別紙1	「番号法第19条第8号別表第二に定める事務」一覧表	番号法第19条第8号に基づく主務省令の第2条の表に定める情報照会者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	別紙2	「吹田市個人番号の利用等に関する条例」に定める提供先一覧	番号法別表に定める事務の所管部署	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年3月31日	別紙3	移転先一覧表	吹田市個人番号の利用等に関する条例第3条に定める事務の所管部署	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【業務全体概要】 1 課税準備事務 (1)個人基本状況の整理 住民基本台帳に記載されている情報及び住登外登録されている情報から賦課期日時点の現況の反映を行う。 (2)住民税申告書提出依頼の発送 申告が必要な者に対し住民税申告書の提出依頼を発送する。 2 課税資料受付事務 (1)給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) (2)住民税申告書の受付及び確定申告書、法定資料の受付(紙、国税連携電子データ) (3)公的年金等支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) (4)他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。 3 当初賦課事務 課税資料として受付けた個人ごとの課税資料から賦課内容を決定し、税額の計算及び徴収区分等の決定を行い、納税通知書を作成し、発送する。 4 賦課更正事務 当初賦課後に、課税資料や調査により賦課内容を変更した場合、変更した内容を通ずる。	【業務全体概要】 1 課税準備事務 (1)個人基本状況の整理 住民基本台帳に記載されている情報及び住登外登録されている情報から賦課期日時点の現況の反映を行う。 (2)住民税申告書提出依頼の発送 申告が必要な者に対し住民税申告書の提出依頼を発送する。 2 課税資料受付事務 (1)給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) (2)住民税申告書の受付及び確定申告書、法定資料の受付(紙、eLTAX、国税連携電子データ) (3)公的年金等支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) (4)他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。 3 当初賦課事務 課税資料として受付けた個人ごとの課税資料から賦課内容を決定し、税額の計算及び徴収区分等の決定を行い、納税通知書を作成し、発送する。 4 賦課更正事務 当初賦課後に、課税資料や調査により賦課内容を変更した場合、変更した内容を通ずる。	事前	重要な変更
令和7年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (続き)	5 調査事務 (1)扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査し、申告誤りがある場合には賦課内容の更正を行う。 (2)税務署通知 調査により賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、市が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。 6 証明書交付事務 交付申請に基づき、課税所得証明書を交付する。 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に従い、以下の事務で取り扱う。 1 個人番号の取得 (1)住登外システムから個人番号を取得する。 (2)課税資料に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得し、住民基本台帳ネットワークCS端末より、個人番号を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 (3)未登録であった場合、住民基本台帳ネットワークCS端末より、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。	5 調査事務 (1)扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査し、申告誤りがある場合には賦課内容の更正を行う。 (2)税務署通知 調査により賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、市が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。 6 証明書交付事務 交付申請に基づき、課税所得証明書を交付する。 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に従い、以下の事務で取り扱う。 1 個人番号の取得 (1)住登外システムから個人番号を取得する。 (2)課税資料に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得し、住民基本台帳ネットワークCS(以下「住基CS」という。)端末より、個人番号を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。 (3)未登録であった場合、住基CS端末より、4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を基に住登外者の個人番号を取得し住登外システムに入力する。	事前	重要な変更(住民基本台帳ネットワークCSに関する補足は記載の整理であり、重要な変更には該当しない)
令和7年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (続き)	2 個人番号の利用 (1)本人確認(真正性確認) 本人確認の際、個人住民税システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。 (2)個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) 課税資料に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。 (3)帳票への印字 申告書及び納税通知書等に個人番号を出力する。(当面は出力しない。) 3 特定個人情報の提供 個人番号を含むデータを団体内統合宛名システムへアップロードし、団体内統合宛名システムから中間サーバへ送信する。 4 特定個人情報の利用 (1)中間サーバを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。 (2)中間サーバを通じ障害者手帳等情報の照会等を行う。 (3)中間サーバを通じ他自治体の個人住民税納税義務者の所得情報の照会等を行う。 (4)中間サーバを通じ他自治体の個人住民税納税義務者の扶養関係情報の照会等を行う。	2 個人番号の利用 (1)本人確認(真正性確認) 本人確認の際、個人住民税システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。 (2)個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設) 課税資料に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。 (3)帳票への印字 申告書及び納税通知書等に個人番号を出力する。(当面は出力しない。) 3 特定個人情報の提供 個人番号を含むデータを団体内統合宛名システムへアップロードし、団体内統合宛名システムから中間サーバへ送信する。 4 特定個人情報の利用 (1)中間サーバを通じ生活保護受給情報の照会等を行う。 (2)中間サーバを通じ障害者手帳等情報の照会等を行う。 (3)中間サーバを通じ他自治体の個人住民税納税義務者の所得情報の照会等を行う。 (4)中間サーバを通じ他自治体の個人住民税納税義務者の扶養関係情報の照会等を行う。	事前	重要な変更
令和7年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (続き)	<中間サーバ・団体統合宛名システムにおける事務の内容> 1 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下「番号法」第19条第8号)に基づく(主務省令という。)第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(団体統合宛名システム、中間サーバ要件) 3 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバ要件)	<中間サーバ・団体統合宛名システムにおける事務の内容> 1 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(団体統合宛名システム要件) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下「番号法」第19条第8号)に基づく(主務省令という。)第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(団体統合宛名システム、中間サーバ要件) 3 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(団体統合宛名システム、中間サーバ要件)	事前	重要な変更

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワーク [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(住民税課税支援システム、ズバット課税状況)	[]情報提供ネットワーク [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(住民税課税支援システム、ズバット課税状況、申請管理システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	[○]情報提供ネットワーク [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 []税務システム []その他	[○]情報提供ネットワーク [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 []税務システム []その他	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13	-	①システムの名称 サービス検索・電子申請機能 ②システムの機能 1 住民向け機能 住民自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能 ③他のシステムとの接続 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他(申請管理システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム14	-	①システムの名称 申請管理システム ②システムの機能 住民が電子申請を行った際の申請データの受領、処理状況の管理及び当該申請データのダウンロードを行う。また、各種データを帳票として出力する。 ③他のシステムとの接続 []情報提供ネットワーク []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年9月30日	(別添1)事務内容	-	住民税申告の電子化に伴う更新	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年9月30日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]医療保険関係情報	[○]医療保険関係情報	事前	重要な変更
令和7年9月30日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、障害者福祉関係情報：住民税賦課に必要	・国税関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、年金関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、障害者福祉関係情報：住民税賦課に必要	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年9月30日	IIIリスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	【番号法第19条第1号に基づく提供】 対象：納税通知書・プレ申告 郵送した日時(郵便局へ引き渡した日時)を記録する。 【番号法第19条第10号に基づく提供】 ＜市町村長から国税庁長官へ＞ 対象：扶養は正情報 eLTAXへ送信した日時を記録する。 ＜市町村長から都道府県知事・他市町村長へ＞ 対象：地方税法第294条第3項に基づく通知(294-3通知)、資料 回送 郵送した日時(郵便局へ引き渡した日時)を記録する。 なお、上記記録については1年分保存する。 【移転】 ・共通基盤を介した庁内のデータ連携については、すべて送信記録のログを取得している。 (移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、収受両システムのタイムスタンプにより確認できる)	【番号法第19条第1号に基づく提供】 対象：納税通知書・プレ申告 郵送した日時(郵便局へ引き渡した日時)を記録する。 【番号法第19条第10号に基づく提供】 ＜市町村長から国税庁長官へ＞ 対象：扶養は正情報 eLTAXへ送信した日時を記録する。 ＜市町村長から都道府県知事・他市町村長へ＞ 対象：地方税法第294条第3項に基づく通知(294-3通知)、資料 回送 郵送した日時(郵便局へ引き渡した日時)を記録する。 なお、上記記録については1年分保存する。 【移転】 ・共通基盤システム(庁内連携システム)を介した庁内のデータ連携については、すべて送信記録のログを取得している。 (移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、収受両システムのタイムスタンプにより確認できる)	事前	重要な変更

別紙4(変更箇所)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【番号法第19条第1号に基づく提供】 納税通知書については定められた様式で郵送により提供し、その他の方法では提供しない。 【番号法第19条第10号に基づく提供】 ＜市町村長から国税庁長官へ＞ 扶養是正情報については国税連携システムを経由して提供し、そのほかの方法では提供しない。 ＜市町村長から都道府県知事・他市町村長へ＞ 地方税法第294条第3項に基づく通知(294-3通知)、資料回送については、定められた様式で郵送により提供し、その他の方法では提供しない。 【移転】 移転については、庁内に閉じたネットワーク上にある共通基盤システム上でやりとりする。共通基盤上のデータのやりとりについては事前に申請するものとし、申請されたものしかやりとりできない方式とする。	【番号法第19条第1号に基づく提供】 納税通知書・プレ申告については定められた様式で郵送により提供し、その他の方法では提供しない。 【番号法第19条第10号に基づく提供】 ＜市町村長から国税庁長官へ＞ 扶養是正情報についてはeLTAXを経由して提供し、そのほかの方法では提供しない。 ＜市町村長から都道府県知事・他市町村長へ＞ 地方税法第294条第3項に基づく通知(294-3通知)、資料回送については、国税連携システム又は定められた様式で郵送により提供し、その他の方法では提供しない。 【移転】 移転については、共通基盤システム(庁内連携システム)上でやりとりする。共通基盤システム(庁内連携システム)上のデータのやりとりについては事前に申請するものとし、申請されたものしかやりとりできない方式とする。	事前	重要な変更
令和7年9月30日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 正しい情報を提供・移転するため、個人住民税システムで論理チェック等を実施し、システム的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・納税通知書の提供については、従来どおり、送付前に納税義務者、送付先の確認を徹底する。 ・扶養是正情報の提供については、国税連携システムへの送信を確実に行う。 ・294-3通知、資料回送については、従来どおり、送付先の他市町村の確認を徹底する。 ・移転については、移転先と共通基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 正しい情報を提供・移転するため、個人住民税システムで論理チェック等を実施し、システム的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・納税通知書・プレ申告の提供については、従来どおり、送付前に納税義務者、送付先の確認を徹底する。 ・扶養是正情報の提供については、国税連携システムへの送信を確実に行う。 ・294-3通知、資料回送については、国税連携システムへの送信を確実に行う。郵送の場合は、従来どおり送付先の他市町村の確認を徹底する。 ・移転については、移転先と共通基盤システム(庁内連携システム)を介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。	事前	重要な変更
令和7年9月30日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年1月18日	令和7年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年9月30日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和6年1月22日から令和6年2月21日	令和7年6月9日から令和7年7月8日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年9月30日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	選挙に関係する人に、課税の情報(①個人住民税事務②固定資産税事務③軽自動車税事務④収納事務⑤滞納整理事務の情報)を閲覧されるのではないかと。	住民意見はなし。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年9月30日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和6年3月19日	令和7年8月20日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和7年9月30日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	個人情報の取扱いについて、以下の内容の答申があった。 本評価書は、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点に基づき点検した結果、同指針に定める実施手続等に適合した評価が実施されていると認められる。また、本評価書の内容は、同指針に定める特定個人情報の目的に照らし妥当なものと認められる。	個人情報の取扱いについて、以下の内容の答申があった。 本評価書は、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点に基づきこれを点検した結果、同指針に定める実施手続等に適合した評価が実施されていると認められる。また、本評価書の内容は、同指針に定める特定個人情報の目的に照らし妥当なものと認められる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない